

第四部

第二回参議院司法委員会會議錄 第十七号

公聴会

昭和二十三年四月二十七日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○輕犯罪法案(内閣提出、衆議院送付)

○人身保護法案(伊藤修君發議)

午前十一時十七分開会

○委員長(伊藤修君) 大受お待たせ

ました。これより司法委員会の公聴会を開会いたします。昨日に引続きして輕犯罪法並びに人身保護法について國民の御意見をお伺いしたいという意味におきまして、本公聴会を開いた次第であります。輕犯罪法につきましては、この法案は、警察犯処罰令に代るべきものであるとか、過去の実績に徴して撤回すべし、或いは廃止すべし、修正すべしと、こゝろのような意見が多くある次第であります。且つ又これに對して公聴会を是非開くべしという各團體よりの要望があつた次第であります。従つて委員会といたしましては、國民の御意見をお伺いし、而して本法案に對するところの審議の資料に供じたいと存する次第であります。かような意味合におきまして、本公聴会を開きました次第です。どうか公聴人の方は、國民の御意思を代表して十分御意見をお述べ願はんことを切に希望して止まない次第です。ただ時間の都合上、各公聴人の方の持時間は十五分以内をお願いしたいと存する次第であります。先ず竹中春吉君。

○公聴人(竹中春吉君) 私は竹中春吉でございます。私は昨日四月の二十六日に東京へ着きました。実は福岡縣の、北九州の方から参つた者でございます。

今般輕犯罪法が制定せらるゝというところにつきまして、九州方面におけるところのいゝな事情を把握いたしましたところ、この輕犯罪法について、これは制定すべきであるというやうな御意見と、これは反対すべきやうな御意見と、これは反対すべきやうな御意見が巷間に流布せられておるわけでありまして、その中に特筆すべきものは、特に労働團體におきましては、若しこの輕犯罪法が制定せられたらば是非この輕犯罪法の適用範圍は労働團體の運動を除外して貰わなければならぬといふやうな声が非常に多いのでございます。その根拠をいたしましては労働法の第一條に關係がございまして、我々が最も民主的に運営する労働組合の行き方について、この輕犯罪法が若し適用されるならば、いささかその目的が阻害されるやうなやうなことがあるのではないかと、いふやうな要望が非常に多数あるやうな状態でございます。

併しながらこの法案が若し國會を通過するならば、而もその適用が労働團體にも適用せしめられるやうな結果が若し起るとするならば、次の諸点について特に考慮を願いたいと考え、次第であります。即ち我々の労働組合の発展維持は一九四五年の十二月十六日に極東委員会が決定されました日本労働運動の十六原則、このこととボツダト宣言の第十項の末尾にありますところの言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人權の尊重は確立せらるべし。このことにつきまして、少くともこの労働運動に對する輕犯罪法の適用を若しせらるゝとするならば、この宣言の趣に當られますところのそれ、この諸機關におきましては、是非ともこの日本労働運動の十六原則の徹底を、即ち教育の徹底をして頂かなければならないといふことを考えるのであります。而もこの法律の運用に當りましては、特にその分掌規程、その他のいゝな手続上この労働運動に對して遺憾のないやうに十分に留意せんことを願うわけでありまして。

次に、この輕犯罪法のそも、制定せられなければならない、といふことは、今更々々々するまでもなく道徳の腐爛といふやうなことに起因するのではないかと思ふのであります。道徳の腐爛といふやうなものは、凡そ政治力の貧困とか、或いは戦後の變態的經濟の、變態的循環經濟の結果に外ならないやうなやうなことが考えられます。で、少くともこの法を実施する上においては、下部諸機關に對するところの取締の徹底については、變則的取締を実施せられないやうに切望したいのであります。併しながらその行為が概ね大衆の批判の決定に俟つてなされなければならぬといふやうな考えを持つてゐる者であります。即ち下部諸機關の、末端機關が十分に國民の怨望の的にならないやうな取締をして頂かなければならないといふことを特に強調する者であります。

次に條文の訂正を要望したい点。若し十條の訂正を要望したい点。第一條の本文に「これを拘留又は科料に処する」とあるものを、次のやうに訂正されることを要望したいのであります。即ち「(前略)これを公安委員会又は民主的組織運営される機關の決定により、特に惡質と思はれる者に對しては、注意又は輕微の科料に処すること」といふやうに訂正をして頂きたいと思ふのであります。それから第二條の本文の中に「又は拘留及び科料を併科する」といふことを書いておられますが、これは必要ないと、こう考えるのでございまして。理由といたしましては、一般公衆のいゝな輕犯につきましては、その法の運用が最も民主的に施行せられることこそ立法精神ではないかと考えるのでございまして。従ひまして、法は罰するの目的でなく、その法の範圍内におけるところの種々の行為を善導せしめるやうな方向にそれを運営して行くのが立法精神の最も肝要とするところではないかと考えるのでございまして。

特に劈頭申し上げましたやうに、労働運動に對するところのこの法の適用につきましては、更に第四條を左のごとく追加することを強く要望するものでございまして。それは「第四條 この法は、大多數の國民の利益を擁護する労働運動には、これを適用しない。」といふやうに、第四條の追加を要請したいものでございまして。

その他各條項につきまして、種々具體例を申し上げたいと思ふのであります。が、時間の關係もございまして、結論を急ぎたいと思ふのでございまして。この輕犯罪法案に對しましては、第一番にこの法は労働運動に適用しないこと、第二には、この法の運用に當つては、特に人民の福利を増進せしめるやうな方向に向はしめなければならぬこと、次に、立法精神は極めて厳正に、苟くも下部機關において變則的な取締のないやうに強く要望したいことと、ございまして。

以上三點を、委員の各諸公におかれましては御汲取り願ひまして、最もこの法の運用の適正を期せんことをお願いして、公聴を終る次第でございまして。

○委員長(伊藤修君) 各公聴人に対する質問は後に一括してこれを許可いたします。次に藤岡進君。

○公聴人(藤岡進君) 私は愛媛縣の松山の方からやつて來ました藤岡進と申します。私はこの度審議されておりますところの輕犯罪法の賛成論者として私の意見を述べて見たいと思ひます。今まで警民一如とか、警民一体とかいふやうな言葉によりまして、民間人にいふやうな協力をして來たやうであります。が、私の意見は少くとも民間人に多少なりとも法的な力を持たして取締ができるやうに、即ち警民合体となつて取締のできるやうな意見を述べさせていただきます。

私はこの法案がどんなものか全然内容が分らないのですが、いうまでもありませんけれども法というものは大体系をなすものでなくて、その究極なところの目的は犯罪を未然に防くとか、乃至は再び繰り返してはいかんといいふることが一つの罰則を設けて是正するにあると法目的であると考えられるのでありますが、併し軽犯罪法のようなものは他の法に比べて一層この点が廣汎に直るものと考へます。又この法の取扱いは従来のように威嚇的でなく、注意を促し、指導的にやることはいいわゆる民主的な色彩を持たすという必要があると思ふのであります。而してこ

ういうことを前提として私の意見を述べさせていただきます。

さすれば、どういふふうなことにするかといふと、民間人を起用する、そうした名前を仮りに軽犯罪防犯委員と仮称して置きます。それで以下私が簡便にしましてそれに説明を加えて見たいと思ふのであります。以下單に委員と申します言葉はいわゆる軽犯罪防犯委員といふことになりま

す。そして説明し順序もちよつとでためてありますが、御了承願ひたいと思ひますけれども、先ずこの委員の委員数であります。数をどれだけにすればいいか。委員の委員数は人口千人に對し一名とし、おの／＼自治警察署において委員数を定める。人口千人に満たざるも五百名を超えるときは尙一名を置く。委員数は一警察署を單位として定員何名にするといふふうなことも考へました。これでは管轄するところの地域の大小もあるし、人口の多寡もありますので右のように思ひ付いたわけでありま

す。仮りに全國民が七千

万人おるとしますと、七万の委員が生れる。現在警察官吏が全國で十万人くらいいるかと思ひますが、そうしますとその約七割に當るものはこの軽犯罪の面におきまして協力するということになりますから、法の運営上相當な強みと成果が望めるであらうと思ふのであります。

二番といひましては、委員をどういふふうにして選ぶかといふことにつ

きましては、自治警察署單位に選考委員會を置く。選考委員は公安委員、自治警察署長、市町村長とする。民主主義でありますから何でもかんでも選挙がいいと一應思ひますけれども、併しこの委員といふものはいゆる政治問題、又は我々の生活問題には先ず關係する点が少ないといふ点におきましてこれを選挙にするといふことになりま

す。と乗率も大きい、尙且つ考へばしかにらん人物が出ては困るというふうなことの懸念がありますために、今申上げました方を選考委員にするといふふうなことを考へたわけでありま

す。その次に三として、委員の任免であります。委員を三つに分けて申上げます。委員は選考委員會の推薦により、知事を経由これを具申して、法務廳長の名により委嘱する。その次が委員が任期中解職を申出たときは、選考委員會は知事を経由總裁に報告すること。その次は委員が任期中刑罰に處せられるやうな行爲のあるときは選考委員會は直ちに知事を経由總裁に報告をして指示を受けることにする。この防犯委員を法務廳長の名において委嘱するといふことは非常に仰山なやうに思われますが、委員の取締範圍を全國的に行ひ得るやうにしてみたいと

いうふうな考へを持ちましたために、いゆる委嘱者の幅を持たして法務廳總裁としたのであります。

四番目として、委員の資格年齢についてであります。委員は刑罰を受けな

い清三十五歳以上六十歳までの男女とする。委員の資格は大人物に重点を置いて、世に通じ、常識の豊富なる者なら別段學歴などには關係なく、何人でも選考委員會が推薦のできるやうにしたいと思ひます。

その次は五といひまして、委員の自分及び任期についてであります。委員は……

○委員長(伊藤修吉) ちよつと御注意申上げますが、時間がございませんですから、結論に入るやうにお願いいたします。

○公選人(藤本繁夫) このところをちよつと入れさして貰ひたいと思ひます。委員は囑託とし、その委員は任期は二年とする。これは説明の要もなからうと思ひます。

六番として、これをイ、ロ、ハに申上げますが、イとして、委員は必要に應じ違反者の住所、氏名、年齢、職業等を尋問することができ

る。ロとして委員は輕犯罪の發生する處れありと認むるときは隠蔽の措置を講ずることができ。ハ、委員は違反者に對し訓戒するを旨とするも、その程度によりて現行犯として關係官に通告し又は身柄の引渡をするに過ぎない。

ニ、委員は特に年少者の違反につき必要と認むるときは學校又は保護者に連絡して訓戒することができ。ホとして、委員が右條項の職務を行う場合妨害する者は、別に定めてある法律によつて処罰されることがある。へとして

して委員は違反者に対し法に定めある刑罰を科することはできない。

委員の権限を大體警察官と同等にして貰ひたいといふ私の意見のためにこ

ういふやうなことを書いたものであります。もと／＼委員の生命とすることろは、犯罪行為に對して注意を促し、又は教導性を持たすといふ意味で、檢束してそれ／＼法の定むる刑罰を科するといふことは止めて、惡質と思われ

る者を発見した場合、現行犯として同人を關係官、鉄道司法官、警察官又は進駐軍のMP、そういうものに連絡して引渡すといふ程度に止めたいと思ひます。又年少者のそつとした違反については學校とか家庭に連絡してそ

ういふ方法を講ずるとか、輕犯罪の起りやうな状態にある場合には、これを防ぐために事前に注意をする方法を考へるなども一法かと思ふので、こ

ういふに書いたわけでありま

委員の地區的取締の範圍につきまして、委員の取締には地區を設けず日本

の一元とする。これは非常に地域が廣大なように思ひますけれども、どうも警察方面にも繩張りがあるやうなお話を聞いておりますし、警察官も從つて

そ

わけであります。仮りに全國民が七千  
全國的に行い得るようになつてみたいと  
つて処罰されることがある。へとしま  
とがなく、常に大衆の中にあり易いと  
いたりして、実例をよく知つておりま

すが、今は省いて置きます。

さてこの法案は罰則に拘留又は科料に処するとありますが、このデリケー

トな犯罪に入るか入らないかというよ  
うな、警察が注意をして済ますとい  
うようなものをおく取られてお

ます。そういうときにおいても警察は  
その利用して、例えは誤り  
を犯したのを処罰まで行かないで、い

わゆる記録書として残すために書くそ  
の書類についても、実際その情で  
おる者の多くは弱い真正な人間に多

いのですが、こういう人間に対して警  
察はその警察の中のいわゆる悪質の  
人、比較的質の悪いような人も実際各

警察におることは私たちは十分知つて  
おります。実際商賣をやつておる者は  
誰でも一人二人は知つておるものであ

第四部 司法委員会會議第十七号 昭和二十三年四月二十七日【参議院】

しく粗野若しくは乱暴な言動で迷惑を  
かけたもの、こういうような實際にこ  
れからこれを實施するときに、商人は

非常にその商賣の狀態上お客とかその  
他いろいろのことでも心配するのであ  
ります。

さて、この法案の中で、第八、「公  
務員から援助を求められたのかかわ  
らずこれに應じなかつた者」、この処

罰であります。これは多くは一般の習  
慣として悪人を押えることのために民  
間が協力することはそれは正しいこと

であります。だがそれを見ているとい  
うことが、これが應じなかつたものと  
されるならば、國民の中には今までの

おとなしいとか、いろいろ、一般に  
言挙げせずというような主義から、た  
だ手出しをしないで見てゐるのが罪に

なるというところは、心からその惡意が  
ない一般の習慣、又人間の性質によつ  
てそういうことになればこの項は適用

で触れる、いわゆる機微な犯罪になる  
かならないかというような機微な場面  
のごときようなところは取去つて欲し

いと思ひます。  
それから入声、樂器、ラジオなどの  
音を異常に大きく出して騒擾を害する

ということ、こういうことも一般小賣  
商人は特にそれが当局の或る人間が、  
特に或る商人を苦しめるがときこと

をすることもあり得ると思ひます。  
要するに現在官吏の中でも、特に警  
察官吏の中にはそれが全部正しい人間

ばかりでなく、若い警察官の中には、  
大阪の新聞紙上にあつたことでありま  
すが、何がために國家の警察官吏にな

つたかというときに、過ちを犯して警  
察本部から出ておりました。それはな  
ぜかといいますと、それは入つて警察

行政に携わる目的が最初から悪いので  
あります。こういうふうに非常に商人  
が苦しめられておることは事實であり

法を制定せんとしておりますので、  
これに対する意見を述べたいと思ひ  
であります。

私はこの輕犯罪法に對しましては全  
面的に反對の意見を表明する者であり  
ます。その理由をいたしましては、國

家社会がその道徳規律を中心として  
て、社会生活において人の行為を処罰  
するといふような場合には、その刑法

或いは刑罰法規は、常に民主主義の原  
則の下におきましては縮小されなけれ  
ばならぬと思ひます。即ち人

の行為が罰せられるといふことは、元  
の封建的な時代とか、或いは天皇制の  
時代のよりな時代におきましては、その

權力主体を擁護し、又そういう社会に  
對する反撃に對しましては刑罰法令で  
臨んだのであります。従つてそういう

ような一般私生活におきまして、自分  
の基本的な權利を擁護し、自分の財産  
を擁護し、自分の名譽を擁護するとい

法はやはり社会の公の秩序或いは善良  
なる風俗に反する場合に、社会一般の  
道徳と道徳規律から処罰せられるので

刑法の建前であります。にも拘わらず、  
更にその濃度が薄いといふようなこと  
で、更に輕犯罪法を作るといふことは

極めて遺憾であります。なぜかならば、  
一般刑法といふものは、國家に對する  
罪とか、或いは財産に對する罪とか、

或いは諸般の風俗に對する罪といふよ  
うなものを最大限、而も最小限度のも  
のを規定しておるのであります。その

外に更に濃度の薄いような社会道徳規  
範といふものがあるならば、それは民  
主主義の國家形體においては常に社会

一般の道徳規律として、社会一般の社  
会道徳としてさうな行為が規約せら  
れ、社会から爪弾きに遇うといふ程度

においてこの問題が処理せらるべきも  
のであります。これが刑罰法規でさ  
うな行為に對しては処罰をするといふ

るのであります。

次は、私は只今の國家形體、社會機構といふものは、資本主義經濟を採つておるのであります。従つて現在の犯罪の大部分は經濟關係から起つて来るのであります。従つて資本主義經濟が現在のうちに、先程もどなたがおつしやつたように、道義は非常に煩瑣しておるといふことは、經濟的な各人の生活が十分でないといふことを証明しておるのであります。従つてこの資本主義經濟そのものが十分檢討されまして、特に勤勞大衆はこの制度に對しては非常に批判的であつて、そうして又非常に嫌惡を感じておるのであります。従つてこの制度下において考へられておるところの犯罪といふものも、常にその持てる者、金を持てる者、土地を持てる者、更に權力を持てる者、かような諸君の利益のために、一切の行爲が特に刑罰等の行爲が行使せられるのであります。従つてこの點から見ますならば、經濟關係から生ずるところの問題、特にこの資本主義經濟組織に對する思想的な動搖も非常にあるのであります。従つてこの面から生ずるところの一切の行爲に對しまして、現在の勢力を維持するために、現在の社會機構なり經濟機構を温存するために、これを民主主義的な方向からいふならば、努めて推し進めまして、憲法が保障しておられますように、人の思想の自由なり、表現の自由なり、或いは學問の自由なり、更に労働組合等におきましては、少くともボツダム宣言が規定しておりますし、又一九四六年の十二月の八日のワシントンにおける極東委員會が宣言しておりますやうな、こゝういふ労働組合運動が、

而も正當に、例へば罷免權を斷行するとか、或いは團體交渉權を行ふとか、或いは正當なる團體統一權を行使するといふことが阻害せられるところの一切の日本の從來の警察機構なり、或いは政府機構といふものは直ちに廢止すべきものであるといふことを極東原則は諷つておるのであります。更に日本の現在の労働組合法の第一條を御覽になりましたら、第二項において、労働組合の團體交渉なり、或いはその他の正當なる労働組合運動は、只今の刑法の第三十五條の規定を排除しておるのであります。この三十五條の規定は皆さん御承知のやうに、法令又はその他正當なる業務による行爲は罰しないといふのであります。従ひまして少くとも我々労働組合、或いは勤勞大衆、或いは農民組合、更に民主主義的な諸團體を形成しておる我々といひましたら、こゝういふやうな極めて民主主義的な、而も現在の思想を最も有利に、又日本におきまして、恐らく金を持てる者、物を持てる者、土地を持てる者よりは、一般その日の勤勞によつて自分の生活を営む大衆が私は断然多いと思ふのであります。そゝういふ諸君が自分の生活保護のために、又自分の産業を確保するために、又祖國の生産を増強するために行ふところの一切の行爲といふものは、從來の資本主義的な法律の範圍においてこれを處断したり、この法律によつてこれを決めたり、かようなことは絶対我々としては承服できないのであります。若し現在の政局を担当しておる諸君が、現在のやうな政府であるならば、常にこゝういふ法案をより以上解釈を拡大いたしまして、勤勞大衆或いは農民組合諸君、或

いは一般市民の諸君が心から希つておるところの政治の運行なり、自分の生活の保障といふことを常に裏切るやうな方向に來ておるのであります。これは賢明なる各位はすでに皆御承知の通りであります。従つてこゝういふやうな法規を制定することは、さういふ意味から私は反對をしておるのであります。次は第四点といひましたら、從來日本の警察犯刑罰令といふものは、常に國家權力といふやうな極めて抽象的な、而も天皇制の下におけるところの旧憲法におきましては、第八條といふやうな非常に大權事項を持つておるのであります。そゝういふものを日本の從來の警察は擁護しておつたのであります。民衆の一般の利益のために政治が行われ、民衆によつて政治が敢行せられ、全人民の要求に従つて政治が行われなければならない。それが一部權力者の利益保護のために大權が行使せられておつたのであります。かような点にもうすでに打倒されておるのでありますけれども、それと同じやうな意味合において、現在のやうな政府であり、現在のやうな官僚の諸君であり、現在のやうな政府といわゆる物を持てる諸君と直結しておるやうな状態においては、こゝういふ法律を作るならば、常に勤勞大衆を圧迫いたしまして、勤勞意欲を低下させ、日本の産業をより低下させ、更に生活の保障すら奪うのであります。かような点からも、從來の警察犯刑罰令の生れ代り、或いはタブロイド版のやうなこゝういふ輕犯罪法に對しましては、第四点として反對するのであります。

次は、私はこの條文をここに見まして、先ずどういふわけで私反對申上げたいと思ふのであります。それは例へば第一條の第一号の規定を見ますと、「人が住んでおらず、且つ、看守していない邸宅、建物又は船舶の内に正當な理由がなくてひそんでいた者」とありますが、これは何を意味しておるのか。少くとも現在住宅がなくて非常に困つておるのであります。そゝういふところで人も住んでいないで、看守していないやうな邸宅なり建物なりその他の船舶といふものがあるならば、なぜ直ちに職災者の諸君なり、住宅に困る諸君に開放しないのでありましようか。そゝういふ手を打つべきが國家の使命でありながら、そゝういふ者に對してここに書いてある正當なる理由なくしてとは何を言つてゐるのか。正當なる理由といふことは、こゝういふ法律を作つた場合に、この正當なる理由といふことを書いて置かなければ刑法の違法性を阻却しないのであります。少くとも犯罪といふものは刑罰法規に列挙せられたところの有責の違法の行爲であつて、少くとも國家が刑罰を以て臨むといふことは、從來の法律觀念からいふならば、先ず刑罰法規に列挙された有責の行爲が犯罪といふのであります。ところが、この正當といふことを書くこと自身が、その條文自体がいわゆる違法性がないものであるけれども、正當なる理由なくしてといふ、そゝういふ文句を附け加えることによつて違法性をここに認めようとしております。この違法性といふものはどういふことかといふならば、常に物を持てる諸君、金を持てる諸君、土地を持てる諸君、先程のやうに政權を持つてゐる

諸君の利益のためにこの正當性が解釈せられるのであります。次は條文を見ますと、「正當な理由がなくて刃物、銃棒その他の人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるやうな器具を隠して携帯していた者」、何を言つてゐる。例へば鉛筆を削る小刀を持つてゐるといふやうな者でも、これを正當なる理由といふ文句の中に、直ちにそのときの權力を持てる者、そのときの社會情勢を支配してゐる諸君、そゝういふ者の利益のために正當性が解釈せられるのであります。従つて以下の條文を皆見まして、例へば「正當なる理由なくして合かぎ、のみ、ガラス切りその他の物を持つて」云々とありますが、合かぎを持つてゐると、ガラス切りを持つてゐると、「のみ」を持つてゐるとその人の勝手である。そゝういふ者を正當な理由なくして持つておつたといふために常に処罰せられるのであります。持つてゐること自身、自分の私有物を自分が持つておつて誰の権利でもない。さういふことが正當性がなくしてといふ違法性をここに惹起しまして犯罪を構成する。かような法律を作ることが日本の一般勤勞大衆といはず、全人民諸君の犯罪をこの法律が作り上げて行くといふものであります。況んや今日の檢察當局や司法警察の諸君が、この社會常識といふものと、犯罪といふものを、國家が向うところの一般の權力行使といふものは、或いは裁判をする場合も同様であります。警察權の行使は全勤勞大衆のものであるのであります。何も監視總監の權力でもなければ天皇の權力でもないものであります。かような權利を

ますような、こういう労働組合運動が、

て、勤労大衆或いは農民組合諸君、或

次は、私はこの條文をここに見まし

諸君、金を持てず諸君、土地を持てず

諸君の権力でもなければ天皇の権力で

行使する場合に、全人民の立場におい

て、その人の個々の権利を保障してや

るのが警察の立場であるのでありま

す。でありますから、従来の明治憲法

のような、或る権力の擁護のために人

民を圧縮するといふような方向におい

て司法警察が運用され、或いは司法等

の権力によつて運用された時代はいざ

知らず、少くとも國の政治一切は全人

民の権利を擁護するために行われなけ

ればならないのに、この條文等は極め

て不当であるのであります。例えば五

号であります、「公共の会堂、劇場、

飲食店、ダンスホールその他公共の娯

樂場において、入場者に対して、又は

ましたが、その会堂が隱匿物資を沢山

持つておるといふような場合に、それ

を通告したところが一方では直ぐに警

察官の方の連絡によつてその大事な物

は電話によつて賣却してしまつた。こ

れは日本の只今の刑法において賣買契

約が成立したときに、これはもうそう

したものは私のところへただ保管する

ものであるといふようなことを言つ

て、而も摘発の正しい全人民的闘争

が裏切られてしまふといふことを直ち

に想定できるのであります。その次の

二十四号におきましても同様でありま

すが、二十五号……特に例へば二十

八号に至りましては「他人の遊路に立

部そうであります。

特にこの法律がおかしい法律である

ことを申し上げれば、例へば第二條で

ありますが、この罰則として拘留と科料

といふのを掲げてあります。この科料

といふのは刑法の十七條であります。

十銭から二十銭までの金額であります。

十銭から二十銭から二十円といふよ

うなもの、大切な人が三十日拘留を

されるといふことは如何に不權衡であ

るが、不法であるか、これはもう立法

者がこの法律に対する認識がないから

十銭から二十四までの罰則と、肝腎な

一家の主人が三十日も拘留されてしま

つたらその経済的価値が如何程であ

ういう立場から法律の刑罰法規とい

ものは努めて圧縮しよう。努めてこ

う法規はななくすることによつて、社

会の健全なる社会道徳といひましよう

か、社会の安寧秩序は維持されるので

あります。こゝういふようなことを運営

するあの警察官或いは検察官、或いは

簡易裁判所といふものが果して全人民

擁護のために、現行犯はこれを押え、

これを起訴し、これを裁判するかとい

うならば、現在のこゝういふ権力を担当

し、これを断行している諸君は元の天

皇制のままの状態において全人民的な

要望なり、考え方を常に圧縮しよ

う、圧迫しよう、彈圧しようといふよ

つて昭和憲法が文化國家或いは平和國

家を熱望しておるならば、こゝういふ

のは先ず政治力によつて全労働大衆の

生活を保障し、職を安定させ、失業を

出さないような方途を講ずることが、

この輕犯罪法を百ヶ條、或いは千ヶ條

の條文を作るよりは正しいのでありま

す。これを政府の諸君がやらないで置

いて、こゝなものを幾ら作りましたと

ころで、却つてこれによつて犯罪が殖

え、現在の刑務所はより以上拡張しな

ければならぬ。現在の警察の取締は上

り以上廣くしなければならぬといふよ

うな悲劇が生れるのであります。従つ

てこの法案は現在我々が見た場合には

5

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

午後一時五十分開会

午後一時五十分開会

○委員長(伊藤修善) では午前中に引続  
き開会いたします。先づ井伊義勇君。  
○公議人(井伊義勇君) 私は井伊義勇、  
東京に住居しております。私はこの法  
案が誤りなく本当の意味に正しく厳密  
に行われるものでありますならば賛成  
いたします。けれども現在の國家機構、  
社会情勢にありましてこれが誤りなく  
行われるということが考えられないの  
であります。で、これは趣旨は誠に結  
構であります。根本的な修正を必要  
とするものと考へます。例えて申しま  
すならば、私の申し上げることは想像  
ではございません。聞いたことでもご  
ざいませぬ。実際の体験でございます。  
配給物の行列に割り込むというような  
ことが処罰されるとしますならば、こ  
れは行列しておる者が摘発するなり、  
官憲が摘発するなり、さようなことが  
誤りなくできない實際を知っておるの  
であります。例えば行列の一人がそれ  
を摘発するといひます。行列を乱し、  
行列に割り込むような輩はその界限に  
おけるボス共でありまして、割り込む  
ときにはすでに何人かの手下を持っ  
て、固い結束をもつてやつておるの  
であります。若し何人かこれを摘  
発するといひますならば、それを打  
消するところの証人数人又は十数人を以  
てこれに当ります。これを若しも派出  
所の警官その他のところにもつて行き  
まして、問題にされずにあべこべに  
摘発した者が恥を擡ぎ、叱責される実  
際の状態にあるのであります。一銭の  
利益にもならない、時間を潰し嫌な思  
いをするこの摘発を誰もする者がない  
といふことであります。若しも派出所

に向つてそれを摘発する、それは直ち  
に揉み消されてしまいます。揉み消さ  
れるばかりでなく、あべこべに反対の  
証人をボス共によつて立てられて、今  
度は逆検査を喰はされる。そうして派  
出所に何日か呼び出され、警察に何回  
か呼び出され、その後は又ボス共  
よつていろいろな形で迫害を受ける結  
果となるのであります。若しそこに多  
少腕つ節の強い者があつて、派出所  
所と警察とを飛び超えて検事局にいた  
しまして、検事局が又派出所と警察  
と同じような態度をとるのであります  
と。警察でそれを問題にしようとする  
場合にはこれは論外であります。検事  
局に持つて行つてどんな扱いを受ける  
か。言葉を換えて言ひますならば、加  
害者であるならば敬意を以て迎へら  
れ、摘発した人は「おいこら、お前」  
でやられる。これは聞いた話ではない  
のであります。新聞記事で読んだり噂  
話で聞いた話ではないのであります。  
而も何回か「呼び出されて、今日も  
都合があつて止める。明後日來い、そ  
の明後日に行けば、又二時間も三時間  
も待たせておいて、又次の日に來い、  
そういうようなことを繰返される。相  
手方の人間がそこでこれは一体起訴に  
なりますか、不起訴になるでしようか、  
こんなことが問題になるか、告訴があ  
つたからやつたようなものだけれど  
も、こんなことは問題にならん。それ  
よりも帝銀事件やら何やらもつと大き  
な事件がある。そういうような態度を  
とられるのであります。警官も検事も  
追放された人間は何人かあります。あ  
ります。大体の勢力というものは旧  
勢力であります。そういう結果はどう  
なりますか。こういう法規ができてお

るのに、我々何人かが組んでやれば、  
奴らは何もすることはできない。そう  
いふことを思はせて、彼らの勢力をま  
すます増大させるのに過ぎないのであ  
ります。彼等を吐くことにしろ、合鍵  
を持つておることにしろ、その外の問  
題にしろ、皆このようない扱いを受ける  
のであります。でこの場合一銭の利益  
にもならないことに弁護士を頼む人間  
が果してあるかどうか、弁護士を頼ま  
ずに自分からできるような人間は何万  
人に一人もあるかないか分らないので  
あります。こういうものが法案とし  
て、法規として成立するといふことは、  
いふ／＼以て反民主主義の社会を助長  
させ、強固なものにするだけのこと  
にしかならないのであります。  
會での警察犯刑罰令の場合におきま  
しても、或る場合にはそれが摘発され、  
或る場合には摘発されなかつたのであ  
ります。この公議人として出席してい  
らつしやる何人かの考へはよく御存じで  
ありましようけれども、午前二時、三  
時という時刻に他人の家へビストルを  
持つて十足で踏み込んで、その人間を  
引き立てて行つて、それが浮浪罪で成  
立しておつた世の中、現在とがどれ  
だけ變つておるかといふことでありま  
す。先程大阪の橋本さんからも幾々お  
話がありました。橋本さんのお話の様  
式が余り勇猛でありせんためにせせ  
ら笑つておる二、三人の人を見受けま  
した。けれどもそれは話術ではなしに、  
事實を橋本さんはお述べになつたので  
あります。時間のようにありますから、  
これだけにしておきます。

○委員長(伊藤修善) 今井嘉助君。  
○公議人(今井嘉助君) 私は労働法規  
改悪反対闘争委員会を代表しまして、  
今般の提案された輕犯罪法案につきま  
して、撤回すべきであるといふ、絶対  
反対の立場から意見を述べまして頂  
きます。もと／＼労働者出身の關係もあ  
りますし、御存じのように、過去長い  
間、我々の階級が圧迫され、搾取され  
た關係上、言葉は非常に粗野であり乱  
雑であります。予め失礼な点があり  
ましたら御了承願ひたいと思ひます。  
共同闘争委員会といひましては、  
この法案につきまして、非常に関心を  
持ち、衆議院或いは参議院に對しまし  
て、單に司法委員会だけで問題にせず  
に、これは労働委員会においても問題  
にして頂きたいと同時に、この法案の  
提案理由の中に、明らかに「廣く各界  
の意見を徴し」、こういう文句がある  
わけでありまして、それで衆議院の司  
法委員の方々に對しましては、あなた  
達は、この法案の中にある「各界の意  
見を徴し」、こういうわけだから、こ  
れは國民のいろいろの問題にも關係す  
るのだし、特に我々労働運動に關わつ  
ておる者の意見を聞いて貰ひたいとい  
う意見を申し上げたのであります。とこ  
ろが衆議院では、我々のこの申出で  
對しまして、單に労働委員会と二回憲  
法會が行われたのであります。公議  
會は実をいへば、再三我々が足を運  
んだにも拘わらず、抜打的に去る十三  
日通過してしまつたのであります。  
ところが、本院におきましては、特に  
伊藤委員長初め、各司法委員の方々の  
御理解ある態度によりまして、昨日、  
本日の両日に亘りまして、この公議會  
を持つて頂きましたことにつきます  
で、深く本席を借りまして御礼を申上  
げます。

ただ私の考えからいたしますれば、  
尚慾を申し上げますれば、これは單に勞  
働運動或いは農民運動、その他の民主  
的な運動に關係するばかりでなくて、  
全國民の憲法によつて保障された基本  
的人權、これを蹂躪する危険が非常に  
ある。だからもつと大々的に、而も長  
時間を掛けて輿論を開くべきである。  
こういう考へを持つております。清ん  
だことは致し方ないわけなんです。が、  
今後國民の代表者といひましては、  
我々の先輩は少くともそういう心構え  
で対処して頂きたい。このことを労働  
階級を代表いたしまして、特にお願ひ  
して置きます。  
大体すでにもいろいろ／＼お話を承り  
ますれば、撤回の段階でない、これは  
幾らか修正しなければいけない、こ  
ういふ点も承つておるのであります。併  
し我々國民としてしましては、そこま  
でいろいろ／＼な關係で承ておつても、や  
はりこの法案に對する基本的な見解を明  
らかにすべきである。こういう考へか  
ら、あとの財政の節約とか、そういう  
ことは、昨日当りから、我々の同士と  
か先輩から意見が述べられております  
し、本日も述べられるのであります。よ  
うから、そういう観点から反對の理由を  
述べまして頂くわけでありまして。  
第一に今朝程、私大森に丁度家を借  
りておりますが、非常に電車が混  
雑した。輕犯罪法の中で、十三号のと  
ころを御覽になりますれば、行列を乱  
した何となく書いてあります。そう  
すれば、昨今の交通状況から見まして、  
すべて朝早く、それ／＼職場に駆け付  
けて、生産の増強に携はるわけなん  
ですが、こういう方々は全部乗込は  
行かぬ、或いは罰金を取られる。そ  
ういふために簡易裁判所へ連れて行か

いふことである。若しも派別所  
とりますか。こういう法規ができてお

改憲反対闘争委員会を代表しまして、

ただ私の考えからいたしますれば、

いうために簡易裁判所へ連れて行かれ

るのか、或いはどうか知りませんが、  
が、そういうこととなるわけなんです。  
そのため、完全な法としてこれができ  
ますれば、その取締を完全にしなけれ  
ば、これはやはり非常に違法というよ  
うな建前から要だから、警察官を、少  
くとも、大森の駅では、朝千人ぐら  
いの人が溜つておりました。千人ぐら  
いの警官を直ぐ動員しなければならん  
という事態が発生する。こういうことが  
、実際問題としてやり得ることかどう  
か。この一事を考えましても、日本で  
当面生半復興ということが、いろ／＼  
な立場から言われておりますが、生半  
復興を非常に阻害するのであります。  
その他の事項を見ましても、そういう  
例が、取締られる立場から、それから  
取締る方の立場からしても、非常に無  
駄な精力と時間を割かれる。軽犯罪法  
のために、日本のあらゆる人民の活動  
、或いはその他いろいろ／＼な國家活動が、  
全部総動員しなくては行けない。法と  
して設けた以上は、これは完全に実施  
しなければ、法治國家の建前が立たな  
いわけでありませう。そういう点からい  
つても、もう少しこれは考える余地が  
あるのではないかと。いろ／＼例があり  
ますが、結局日本の生半復興をもう非  
常に阻害する。この法を実施すればで  
すね、これが第一点。これは嘘と思わ  
れるかも知れませんが、實際実施して見  
れば分るだらうと思ひます。

それから第二番目としましては、戦  
争が済みましてから、日本の民主化と  
いうことが、いろ／＼な合言葉になり  
まして呼ばれております。日本の民主  
革命を推進すると、或いはいろ／＼な  
ものを民主化するという建前からいつ  
て、これが大きなブレイキになる。そ  
ういふ点から申しますと、これは、私  
が、先程からいろいろ／＼引用されたよ  
うに、ボツダム宣言、これによつて、  
はつきり日本は早く民主的な方向に持  
つて行かなくては行けない。或いは民  
主化を阻害するような勢力は、皆撃退  
しなくては行けない。進んでそれを推  
進するような運動とか、或いは團體を  
助成強化しなければならんというよう  
なことが大原則として立てられてい  
る。にも拘らず、この軽犯罪法に盛り  
込んでいる事項は、一見すれば、そうい  
うことに抵触しないかのように見えま  
すが、これが運用された時は、事実上  
今申しましたような大原則に背反する  
というような点が、多々事実として惹  
起して来るだらう。單に形式的に物を  
整えればよいというわけでない。やは  
り民主主義の我々國民として生まれた  
限りは、もつと物を實質的に、本質的  
に考へて行きたい。特に國民の代表者  
としての我々並びに先輩は、このこと  
をもつと／＼本質的に正しい基準によ  
つて処理すべきじゃないかと考えま  
す。

それからこれは、労働組合に関する  
ことでありますが、先般から再々例に  
挙げられたように、十六原則、この中  
には、労働組合に関する十六原則の関  
係上、非常に労働組合を助成しなけれ  
ばならん、それから発達させなければ  
ならんという点が強調されておるわけ  
であります。ところが、これは運用の  
問題にもよるのですが、これが内容を  
一々点検して見ますれば、現在労働運  
動の段階としまして、單に職場におい  
て賃金をこれだけやつて下さいといつ  
て社長と或いは労働組合の幹部が話を  
するような段階ではないのです。すべ  
ての経済問題が政治的な問題に繋つて  
いる。こういう観点から勢い労働者も  
やはりもの本質を見極めて、幅廣く  
動かなくちや効果が望まれないとい  
う点で、人民闘争がいろ／＼な点におい  
て大きく展開されていく。そういう場合  
にこの事項をいろ／＼引つ掛けて見よ  
うと思ひますれば、片一端から引つ掛  
かる。人民闘争というものは、言葉は  
何だか共產黨の事實特許のような響き  
がしますが、これはやはり人民の生活、  
幸福を本當に守る、そのための最良の  
手段です。そうしてそれが單に労働者  
だけでなくて、いろ／＼な具體的な切実  
な問題なんで、労働者も關係がある。  
農民も關係がある、小市民も關係があ  
る。そうしてその反対側に立つてい  
る勢力は、依然としてやはり一部の大資  
本家、大地主、こういう勢力を中心と  
してそれに附屬するところの、或いは寄  
生するところの、そういう保守的、或  
いは反動的というような一部のものの  
ための利益とか、或いは権力の保持、  
こういうものに保つていっているわけ  
です。

これは抽象的な言葉で申上げても分り  
ませんのですが、現に腐敗した官僚あ  
たりがどういふことをしているか。私  
電氣事業に従事している者ですが、電  
氣事業経営者がですね、組合としては、  
あなた達は官僚統制にけい／＼／＼倦  
きてゐるのだ。そのために電氣事業の  
復興もできないのだ。だから一つ酒を  
飲ますことを止めたせたらどうだろ  
う。一事務官ぐらゐ来たたらとて、べこ  
べこ頭を下げたり、料理屋へ連れて行  
つて、又その晩は別室に連れて行くとい  
うことを止めたらどうだ。そのこと  
によつて当然、こゝを復興しなければ  
ならんという点が全然おろそかになつ  
てしまふ。これでは電氣事業の復興も  
何もない。それを見て下さいと非常な  
懸念な態度で申入れた。そのときはは  
あはあと言つてゐるが……これは  
私の方の例ですが、すでに今夜商工省  
のあの氣力局長、それから各課長です  
ね、それを或る所に集めて、やはり或  
る問題について一献厭じようというこ  
とがはつきりしております。こういう  
官僚は單に商工省の電力關係の官僚だ  
けではありません。現在の國家機構に  
果食う全部の官僚がこうなんです。

問題をもう少し具體的に結び付けま  
して、軽犯罪法、これを実施した場合  
に、これを運用するのはやはり我々と  
同じように貧乏な階層から出ている巡  
査です。この人達も生活が安定されて  
いない。従つていろ／＼な、今まで過  
去二年間においてみたような、あの誠  
に我々の同士といつてもいいわけが  
が、同僚の巡査諸君に対してはお氣の  
毒な言葉ですが、余り感心した態度を  
とつておられない。それはやはり食えな  
いからである。そういうところへこれ  
を持つて行つたらどうなるか。今日は  
三つ事件を挙げたからこれだけの褒美  
を上げる、今日は五つ事件があれば今  
月の賞與はこんだけやる、こういう政  
策も過去において採られてゐる。それ  
からやはり官僚機構の建前として、手  
柄を少しでも挙げようと思ひ、こゝへ  
全部精力が集注するわけです。だから  
大きな事件は皆お留守になつてしま  
う。而も警察官諸君の質或いは量の点  
から考へてみましても、ほぼその結果  
はどういう形になるか、墮落の上塗り  
をするばかりなんです。こういう点で、  
この運用の面におきまして、これは完  
全に実施されない。むしろ警察官の表  
情を悪くする。それから國民自身がま  
だまだ民主化されておらないというの  
は、別に國民が悪いわけではないので  
す。その責任は全部過去の、むづかし  
い言葉はいろ／＼ありますですが、要  
するに一部のつまり悪い支配階級で  
すか、そういう方がいじめつけた。私な  
んかも貧乏の生まれですから、やはり  
表情は立派ではありません。物の言い方  
もまずい、粗野だ。やはり金持の坊っ  
ちゃんや大學でも出てゐる人は、物事  
もよく知つてゐる、お上品だ。これは  
やはり國民全般に一致するのでないか  
と思ひます。だから、こゝへこれを持つて  
行けば、實際問題として食えない、或  
いは實際問題として自分たちの感覚が  
鈍いという建前から、これくらいのこと  
とはやはり犯し易い條件だとか、そう  
いう制約の中にある。法律が出版ば、  
やはり犯せば悪い。びく／＼／＼／＼  
して、國民の表情がこの二年の間に非  
常に悪くなつたわけなんです。ま  
ますとんがなくなつたような表情にな  
つてしまふ。これを連合軍当局あたり  
が見られれば、日本人というのはもつ  
と立派だつた。ところがどうだ、ま  
ます悪くなる。だからもつとこ  
形でやらなければいけないという見方  
も或いは生まれるかも知れないわけ  
なんです。皆さんも自分のお子さんを持  
つておられますが、叱つては、或いは  
いじめては、決して子供はうまく成長  
するもんでないのです。本當に愛を以  
て、寛容な態度で、そうして自分もお  
妻さんを持つたり、或いはいろ／＼な  
ことをせずして、本當にその家をま  
く持つて行こうという心構えであれ  
ば、おのずから家運も整つて来る。別

にがん／＼叱り付けなくても、子供はすく／＼美しい明るい表情になつて来る。それと同じように、問題の本質は、そういうところにあるんだらうと思ふのです。そういう意味合から私はやはり、平和國家或いは文化國家というより、なことを言われておりますが、それを推進する点から見ても、この実施はどうかと思ふ。

尙これは警察犯処罰令の裁判ですが、それに代るべきものとしてこれを出したのだという説明になつておりますが、我々の先輩が警察犯処罰令によつてどれだけ、日本を明るくする或いは正しく延ばすという努力とか、そういう心が無残に踏みこまれたか。丁度御存じのように、やはり今から三十四年ですか、一九二九年ですから、昭和四年になります。昭和四年のあの二月十八日の第五十六議會ですが、ここで労働者、農民の代表者としての輝かしい闘争をやられた山本宣治代議士、この方が検束され警察犯処罰令によつて非常にいじめられたその例を挙げております。それは昨日も平野さんがおつしやつておられました、あれとよく似通つた形なんで、法の上でははつきり誰が見ても可なり正しく書いてあるし、これは濫用されないような形に見えますが、あの当時どういう方法をやつたか。今から我々が見れば、誠にこれは見難に類するやうな、又その本質においては非常に老練極まる態度であつた。山本さんが言われる言葉としましては、私がこの検束で非常に不当な待遇を受けた。その例はこうだ――自分のお父さんの葬式で郷里の宇治へ帰つた。そして葬式を済ませて約二週間目に、宇治の警察から、ちよ

つと来て貰いたい。要件は、丁度山本さんがインナーナショナルという雑誌の発行……印刷物でしたか、そつうい關係上、ちよつと読みたいことがあるから、来てくれというので、引つ張られた。ところがそつうい要件で引つ張られたのだと思つたら、全然そつうい要件でなくて、直ぐブツ箱に入れられた。それからそつうい方が、六日間入れて置いたらしい。第一日はこれ以後で分つたわけですが、六日目に出るときに自分の所持品を返されますが、そのときにたま／＼図らずも検束文の内容を見ることができた。第一日は山本宣治は宇治町の公園を徘徊しておつた、その際によつて検束した。第二日はやはり宇治町の或る神社を徘徊しておつた。第三日は宇治町の非常に風光明媚な所をうろついていた。こつういわけで六日の間監禁に入つておつて、宇治の風光明媚な所旧跡を全部廻つたことになる。これを検束すを合わすためにどういふことをやつたかといふと、その係部長が朝ちよつと出して、「まあ帰つてくれ」、少し歩かして又「戻つてくれ」と言つて、直ぐ監禁に入れる、同じことをやつておる。部長もちよつと調書を書くことを忘れて、その措置を忘れた場合には、全然その措置を取らずして、やはり同じことを書いておる。見方によれば非常に可愛らしい、子供らしい。これがあの立派な警察行政かと思はれるくらいなやり方なんです、これは先程も申しましたやうに、非常に悪い、その粗うところば、我々としては非常に何と申していいか、恐しい仕打であるといふことが分るわけでありませう。これは代議士だけではない。このため

にこつうい方法によりまして、どれだけ日本の解放運動を進めた人たちがやられたか。大正八年には一万余千人。それから昭和元年には五万人が警視廳管内だけで、治安をちよつと乱したといふ、こつうい關係でやられた人があつた。先程の井伊さんも言われたやうに、情勢は成程幾らか民主的な形に進んでおりますが、昨今の階級対立の激化した情勢から申して、これが実施されれば、やはり運用の面においてこつういことがないとは、絶対保証できないと思ふのであります。

要するに、時間が参りましたので結論を申し上げますが、衆議院では先程申しましたやうに、あつうい形で、非常に非民主的の態度で我々の申入を取扱つた、と同時に、中には労働運動に適用しないことを入れてくれと言つたり、或る議員でしたが、言葉ははつきり分りませんが、これはいいじやないか、これによつて彈圧すればいいじやないかといふ意見の人が、我々の選良の中に一人でもいる限り、運用の面においてどうなるか、この面において、我々としても慎重に扱つて、撤回できれば撤回して頂きたい。特にこつうい点につきましては、衆議院の方々よりつと進歩的な、而我々が尊敬する当司法委員の方に特別にお願いしたわけなのであります。單にこの輕犯罪法の輕い條文を審議するといふことが、曾て過去の警察犯処罰令が日本の大きな民主化をうんと後退させた、こつうい役目を持つておると同じやうにこの輕犯罪法案に対して我々の尊敬する先輩方が若し眞剣にこれを取扱ひ下さいますとすれば、將來これに

よつて日本の民主化が如何に多く、どれ程多く後退させられるだらうかといふことを心配しております。こつうい点から申しまして、こつて一つ特別に當委員會の委員長初め委員の方々、それから廣く參議院の我々の代表としてこの法案に対する革命的、英雄的な態度を懸望して、私の共同闘争委員會の方の代表の公述といたします。

○委員長(伊藤修善) 今井陽一君 ○公述人(今井陽一君) 自分は今井陽一です。自分が今度の法案に賛成するといふわけは、新潟といふ土地柄が保守的であるからその影響とか、又別に財閥家の息でもないわけですが、賛成の理由としては、今まで行われておる多くの犯罪の大部分が、その前に或る小さい犯罪を犯した者が、多く犯し勝ちである。こつういことが自分の頭にびんと來たわけですが、その小さい犯罪が無意識にしろ、意識的にしろ、こつうい小さい犯罪が行われた後で、好奇心或いはそのやうなことから大きな犯罪が起るとしたなら、この犯罪を防止するために小さい犯罪から防止して行きたいといふのが私の願ひであります。

こつうい人は多くは自分の行動に対して責任を持つてゐる人が大部分なんです。例へば行列を乱すにしろ、道路に唾を吐くにしろ、大部分の人は青年であり、年寄りであり、自分の行動に確信を持つてゐる人ばかりなんです。意識的に行われるこつうい小さい犯罪が、こつうい防止できないのでしやうか。

今まで多くの方々から、労働運動に關してのことから反対意見が数々述べ

られました。私は労働運動といふことに關して殆んど存じませんが、資本家も人間であるといふことを忘れてはなりません。労働者諸君から結成されておる大部分の労働組合といふものは、資本家のことは全然考えていません。自分たちだけが解放されれば資本家はこつういでもいいといふことです。成程今までは資本家は有る余つた財産を殆んど自分一人で独占しました。成程これは悪いことかも知れません。併しその悪いことを越して、その資本家の基本的人權までも奪うといふことは幾ら労働者が團結して、こつういことを行なつても資本家の基本的人權まで奪うことはできないと思ひます。先程私生活にまで干渉するわけには行かないといふ話がありましたが、少しでも悪いことをそれを放つて置いていいことではしやうか。信賞必罰といふことがあります。悪いことは絶対に正しなればなりませぬ。悪いことは正しなればなりませぬ。これが若い者の考えです。子供を見て下さい。悪いことは絶対にしません。しても矯正すれば直ぐ直ります。こつういことを考えて見て下さい。

それからこの法案の中の「正当な理由なく」といふことでさつきいへば、お話がありました。正当な理由なく、これはどういふことですか、正当な理由なくとは、やはり本當に正当な理由なくであります。それをよく考えて下さい。一部の人は、この正当な理由なくといふことを曲解しておるやうであります。こつういやないでしやうか。

こつういがある故に労働運動が阻害されるといふ、ただそれだけのことで、この正当な理由といふことをいい加減な口

に、今日こゝに挙つておられますこの輕

いことまでいへば、あります。意識的

せんが、現在資本攻勢が非常に激化し

ういう危険性が多分にある。私は以上

(645)

適用せられる危険が多分にある。第三十一号については、争議行爲、これはもう可なり全般に亘つて彈圧せらるべき危険が多分にある。更に第三十二号につきましても、やはり争議行爲もそうであり、殊に農民につきましても共同耕作その他いわゆる立入禁止の問題で、あるいは又隠匿藏物の摘発というよりなことをやります場合に、これがやはりこの箇條で挙げられる虞れがある。最後に三十三号であります。宣傳活動、特にビラ貼りというものは明らかにこれです。これは非常に曖昧なものであります。又第三條であります。指導者、組織者、こういうような者が、或いは教唆罪或いは補助罪というやうな名目で逮捕せられるという危険が多分にあるのであります。結局労働運動についての適用というものはもう目に見えてこの危険が見えるのであります。その点が恐らく今日もありました。反対意見の主要なものをなすと思つては全く同感であります。どこまでもこの法律の危険性をこの点から主張したいと思つております。

併しながらただ私の反対論は、これが労働運動に適用せられる、若し労働運動にこれが適用せられなければ、それならばこの法律はよろしいか。私はそうは思はない。これは労働運動に適用されることは勿論言語同断であります。これは労働運動に適用せられませんが、これは今日の情勢を以てみますれば、こういう法律が出ることは明らかな人権蹂躪である。この点から私は

反対したのであります。これはいろいろ例はありますが、先程からいろいろ出ておりましたが、まあ極端なことを心配する人もあるのであります。例えは満員電車なんか今日乗るうとして皆押し合ひ、へし合ひやつておる。これは皆第一條の第十三号で以て汽車、電車その他乗合自動車、こういうふうなもので以て非常に騒がしく行爲したというふうなもので皆やられるというふうになつておる。又立小便であります。これなんか今日のように便所が殆んどないというふうなこの都會の街頭におきましては、進駐軍だつて最近立小便をやつてゐるのを見たことがある。こういうふうな場合にこれが一体どういふことになつて来るか。併しながらまあこれはまだ、そこまでは警察官が非常識だとも思ひませんが、併しながらこの第一條の第二号或いは第三号というふうな……ここにいろいろ／＼な双物であるとか、そのほか面白からん器具を隠して携帯しておる者、こういう者は引張つて行くという事になつております。併しながら隠してあるというのでありますから、表には現れておらない。でありますから警察官がその人間を捕まえて、お前は何か隠しておるだろう、いや隠しておらない、じや見せろというので、先ずポケットを開ける。次にはチョッキを探ぐる。終いには裸かしないとも限らない。この器具を携帯した者に対する規定というものは、これは明らかに身体検査の、そういうことを濫用させる大きな危険がある非常な有害な規定であるのであります。で、まあこういうふうないろ／＼の規定が非常に抽象的でありまして、そのために又解釈

も甚しくこれは濫用される危険がある。大体この立法者の側におきましてはフランス刑法などを盛んに援用される。フランスにもある。ドイツにもある。或いはカリフォルニアの法律にもあるというふうなことを言われるのであります。併しながらこれは決して同じように比較することはできないのであります。というのは大体フランス刑法を取つてみましても、これは御承知のようにナポレオン法典なんです。今から何百年前のナポレオンが作ったものがそのまま今日まで残つておる。非常には古いものです。ただ併しなからこれが實際に行われておるかと思ふと、これは問題なんです。全然行われておらないといつても過言ではない。日本におきましては警察犯処罰令はすでに昭和十一年から二十一年までの十年間に約九十五万七千八百三十六件、こういうふうな殆んど百万に近い件数を以て数えられる、そういうふうな適用を見ておるのであります。減多やたらに適用せられておる。これに反してフランスでは殆んどその例を見ないのです。私共が調べても、判例のやうなものはとくにこの違警罪については殆んどなくなつてゐる。大体又その解釈などもこれは非常に妥當に常識を以て解釈せられておりました。これは今迄の判例を見ても分る。この議會から出しておられます資料などにも、よく見て頂けば、如何にフランスの刑法におきましてはこの規定が具体的に細かく挙げられておるかというところが分る。正当な理由なくしてというやういふ抽象的な、どうにでもこれは警察官の頭或いは裁判官の頭によつて解釈できるやうな曖昧な規定ではない。

これは今時間もありませんから省いて置きますが、こういう曖昧なところから又問題が起つて来るというのであります。まあ例え第一條の第二十二号などは滑稽でありまして、乞食をする者、若しくは乞食をさせる者、この乞食をさせる者も、これを拘留にならうというわけですが、今日乞食をさせる者は誰である。これは今日の政府であり、資本家であるのではないでしやうか。結局こういう法律が若し嚴格に適用せられるとすれば、政府も資本家も皆挙げられなければならない。まあそういうやうなわけでありまして、これは結局どういふふうなこれが適用せられるか。その適用をする者は誰であるか。この点に問題が掛つて来ておる。

で、私は次にこの適用の仕方について若干今までまだ出ておらないことを申して置きたいと思ひます。その一つは、大体この終戦後の立法におきまして、二つの種類があると思つて、一つは、一つは終戦後の新しい民主革命を推進して行く、押し進めて行くために作られたいろ／＼の法律であります。労働組合法は勿論そのであります。憲法も大体においてそのであります。こういう一つ新しい立法に対して、もう一つ古い立法がまだ残つてゐる。例えはこの警察犯処罰令はもとよりであります。官廳服務規律というやうな、そういう行政規則もある。そこで問題は、この二つがお互いに矛盾するやうな場合が起る。で、例えは労働組合法におきましては争議権を認めておる。然るに官廳服務規律におきましてはこれを否定しておる。官廳の労働組合の諸君がさていづれを取るべきか。勿論労働組合法の原則に従ひまして、争議をやる。そういう場合に官廳當局はやはりこの官廳服務規律の方に優位を認める。こういうことは勿論正しくない法律理論でありまして、我々から見れば、当然これは今新しく日本を推進して行くとするこの法律に、法理上の優位性を認めるということが正しいと思ひます。若し二つが矛盾するならば、明らかに労働組合法の原則を認める。これが正しい法理論と認めるのであります。然るに實際にはそれは行かないのであります。實際にはやはり官廳服務規律を取つて、これを以て争議権を彈圧されることになる。こういう実情を見ますならば、どうしてもこの古い法律を新らしく又作り直すということは時代錯誤も甚だしい。日本民主革命を阻害するも甚だしいのであります。

併しながらまあこれはまだ、そこまでは警察官が非常識だとも思ひませんが、併しながらこの第一條の第二号或いは第三号というふうな……ここにいろいろ／＼な双物であるとか、そのほか面白からん器具を隠して携帯しておる者、こういう者は引張つて行くという事になつております。併しながら隠してあるというのでありますから、表には現れておらない。でありますから警察官がその人間を捕まえて、お前は何か隠しておるだろう、いや隠しておらない、じや見せろというので、先ずポケットを開ける。次にはチョッキを探ぐる。終いには裸かしないとも限らない。この器具を携帯した者に対する規定というものは、これは明らかに身体検査の、そういうことを濫用させる大きな危険がある非常な有害な規定であるのであります。で、まあこういうふうないろ／＼の規定が非常に抽象的でありまして、そのために又解釈

も甚しくこれは濫用される危険がある。大体この立法者の側におきましてはフランス刑法などを盛んに援用される。フランスにもある。ドイツにもある。或いはカリフォルニアの法律にもあるというふうなことを言われるのであります。併しながらこれは決して決して同じように比較することはできないのであります。というのは大体フランス刑法を取つてみましても、これは御承知のようにナポレオン法典なんです。今から何百年前のナポレオンが作ったものがそのまま今日まで残つておる。非常には古いものです。ただ併しなからこれが實際に行われておるかと思ふと、これは問題なんです。全然行われておらないといつても過言ではない。日本におきましては警察犯処罰令はすでに昭和十一年から二十一年までの十年間に約九十五万七千八百三十六件、こういうふうな殆んど百万に近い件数を以て数えられる、そういうふうな適用を見ておるのであります。減多やたらに適用せられておる。これに反してフランスでは殆んどその例を見ないのです。私共が調べても、判例のやうなものはとくにこの違警罪については殆んどなくなつてゐる。大体又その解釈などもこれは非常に妥當に常識を以て解釈せられておりました。これは今迄の判例を見ても分る。この議會から出しておられます資料などにも、よく見て頂けば、如何にフランスの刑法におきましてはこの規定が具体的に細かく挙げられておるかというところが分る。正当な理由なくしてというやういふ抽象的な、どうにでもこれは警察官の頭或いは裁判官の頭によつて解釈できるやうな曖昧な規定ではない。

これは今時間もありませんから省いて置きますが、こういう曖昧なところから又問題が起つて来るというのであります。まあ例え第一條の第二十二号などは滑稽でありまして、乞食をする者、若しくは乞食をさせる者、この乞食をさせる者も、これを拘留にならうというわけですが、今日乞食をさせる者は誰である。これは今日の政府であり、資本家であるのではないでしやうか。結局こういう法律が若し嚴格に適用せられるとすれば、政府も資本家も皆挙げられなければならない。まあそういうやうなわけでありまして、これは結局どういふふうなこれが適用せられるか。その適用をする者は誰であるか。この点に問題が掛つて来ておる。

で、私は次にこの適用の仕方について若干今までまだ出ておらないことを申して置きたいと思ひます。その一つは、大体この終戦後の立法におきまして、二つの種類があると思つて、一つは、一つは終戦後の新しい民主革命を推進して行く、押し進めて行くために作られたいろ／＼の法律であります。労働組合法は勿論そのであります。憲法も大体においてそのであります。こういう一つ新しい立法に対して、もう一つ古い立法がまだ残つてゐる。例えはこの警察犯処罰令はもとよりであります。官廳服務規律というやうな、そういう行政規則もある。そこで問題は、この二つがお互いに矛盾するやうな場合が起る。で、例えは労働組合法におきましては争議権を認めておる。然るに官廳服務規律におきましてはこれを否定しておる。官廳の労働組合の諸君がさていづれを取るべきか。勿論労働組合法の原則に従ひまして、争議をやる。そういう場合に官廳當局はやはりこの官廳服務規律の方に優位を認める。こういうことは勿論正しくない法律理論でありまして、我々から見れば、当然これは今新しく日本を推進して行くとするこの法律に、法理上の優位性を認めるというということが正しいと思ひます。若し二つが矛盾するならば、明らかに労働組合法の原則を認める。これが正しい法理論と認めるのであります。然るに實際にはそれは行かないのであります。實際にはやはり官廳服務規律を取つて、これを以て争議権を彈圧されることになる。こういう実情を見ますならば、どうしてもこの古い法律を新らしく又作り直すということは時代錯誤も甚だしい。日本民主革命を阻害するも甚だしいのであります。

併しながらただ私の反対論は、これが労働運動に適用せられる、若し労働運動にこれが適用せられなければ、それならばこの法律はよろしいか。私はそうは思はない。これは労働運動に適用されることは勿論言語同断であります。これは労働運動に適用せられませんが、これは今日の情勢を以てみますれば、こういう法律が出ることは明らかな人権蹂躪である。この点から私は

併しながらまあこれはまだ、そこまでは警察官が非常識だとも思ひませんが、併しながらこの第一條の第二号或いは第三号というふうな……ここにいろいろ／＼な双物であるとか、そのほか面白からん器具を隠して携帯しておる者、こういう者は引張つて行くという事になつております。併しながら隠してあるというのでありますから、表には現れておらない。でありますから警察官がその人間を捕まえて、お前は何か隠しておるだろう、いや隠しておらない、じや見せろというので、先ずポケットを開ける。次にはチョッキを探ぐる。終いには裸かしないとも限らない。この器具を携帯した者に対する規定というものは、これは明らかに身体検査の、そういうことを濫用させる大きな危険がある非常な有害な規定であるのであります。で、まあこういうふうないろ／＼の規定が非常に抽象的でありまして、そのために又解釈

これは今時間もありませんから省いて置きますが、こういう曖昧なところから又問題が起つて来るというのであります。まあ例え第一條の第二十二号などは滑稽でありまして、乞食をする者、若しくは乞食をさせる者、この乞食をさせる者も、これを拘留にならうというわけですが、今日乞食をさせる者は誰である。これは今日の政府であり、資本家であるのではないでしやうか。結局こういう法律が若し嚴格に適用せられるとすれば、政府も資本家も皆挙げられなければならない。まあそういうやうなわけでありまして、これは結局どういふふうなこれが適用せられるか。その適用をする者は誰であるか。この点に問題が掛つて来ておる。

で、私は次にこの適用の仕方について若干今までまだ出ておらないことを申して置きたいと思ひます。その一つは、大体この終戦後の立法におきまして、二つの種類があると思つて、一つは、一つは終戦後の新しい民主革命を推進して行く、押し進めて行くために作られたいろ／＼の法律であります。労働組合法は勿論そのであります。憲法も大体においてそのであります。こういう一つ新しい立法に対して、もう一つ古い立法がまだ残つてゐる。例えはこの警察犯処罰令はもとよりであります。官廳服務規律というやうな、そういう行政規則もある。そこで問題は、この二つがお互いに矛盾するやうな場合が起る。で、例えは労働組合法におきましては争議権を認めておる。然るに官廳服務規律におきましてはこれを否定しておる。官廳の労働組合の諸君がさていづれを取るべきか。勿論労働組合法の原則に従ひまして、争議をやる。そういう場合に官廳當局はやはりこの官廳服務規律の方に優位を認める。こういうことは勿論正しくない法律理論でありまして、我々から見れば、当然これは今新しく日本を推進して行くとするこの法律に、法理上の優位性を認めるというということが正しいと思ひます。若し二つが矛盾するならば、明らかに労働組合法の原則を認める。これが正しい法理論と認めるのであります。然るに實際にはそれは行かないのであります。實際にはやはり官廳服務規律を取つて、これを以て争議権を彈圧されることになる。こういう実情を見ますならば、どうしてもこの古い法律を新らしく又作り直すということは時代錯誤も甚だしい。日本民主革命を阻害するも甚だしいのであります。

十三條には、明らかにこの警察官或いは公僕になる。そういうやうな民主的

きたいと、私はお願いして止まない次

理由である。このように書いてあり

らば、不当なその身体を拘束す

は、この法律が出来ることは即ち  
いふやうな法律の制定が非常には  
急務でありまして、そのために又解釈  
警察官の頭或いは裁判官の頭によつて  
解釈できるやうな曖昧な規定ではな  
委員会の労働運動十六原則、その第

十三條には、明らかにこの警察官或いは  
官廳の組織というものが、團體交渉  
や或いはその他の労働運動に伴う行爲  
に対して、その自分の職務を使うこと  
ができないといふことがはつきり書い  
てある。これは労働組合法にも況して  
今日の最高憲法といつてもいいやう  
なものである。これにはつきり書い  
てある。その意味においては、本當  
は警察官はもう問題なく、警察官がこ  
の法律を労働運動に使うといふやうな  
ことはできない筈である。然るに實際  
はどうであるか。これはもう最近の東宝  
のストライキであるとか、こゝういふ  
のによつてどういふやうな事態が生  
ずるかといふことは、皆様が新聞で御  
覧になつても十分に分ると思ふ。結局  
警察官に双物を持たせる。これは丁度  
氣狂いに双物を持たせるやうなもので  
ありまして、甚だこれは危険千萬で  
ある。どんなにだためにこれを振廻  
されるか分らない。それを考えますと  
ば、私共断じてこれに賛成はできない。  
併しながら警察官が必ずしも警察

の公僕になる。そういうふうな民主的  
な訓練を労働組合の中でやつて行く、  
こゝういふ仕組になつて行かない限り  
は、この警察官に今この法律を委せる  
といふことは甚だ危険であると繰返し  
て言ひたいと思ふ。

ところで最後に、もう時間もありま  
せんから、私は参議院の方々にも特に  
お願いしたいのであります。いろ／＼  
な修正意見が出ております。これは  
そのものとしては勿論異議がないこと  
であります。よく／＼考へて頂き  
たいと思ふのは、この修正意見によつ  
ては、本當はこの法律の適用から生ず  
る害悪は取除かれぬといふことで  
す。これは例へば社会党の大野君など  
が非常にいい修正意見を出しておられ  
ます。労働運動には適用しないといふ  
ことははつきりしなければならぬ。こ  
れは参議院の修正意見では、あれはた本  
來の目的に反した適用ができないとい  
ふやうな漠然たるものですが、これを  
はつきり労働運動には適用できないと  
いふやうに規定しなければならぬ、こ  
ういふ主張が出ておられて、これ  
は甚だ同感であります。併しながらそ  
れだけによつて、この法律の今申し上げ  
ましたやうな／＼な危険性といふ  
ものは尙取除かれぬ。これはでき得  
るならば、願わくばこの法律案を全面  
的に否決して頂きたい。今日まで参議  
院は、衆議院と比較しますれば、とに  
もかくにも我々から見ても非常に大きな  
功績を残しておるのであります。私は  
特に参議院に対して今日もまだ尙期待  
を持つておる。で参議院の諸公が十分  
にこの法案の因つて来る危険性といふ  
ものを改めて審議せられまして、この  
法案に対する否決を院議で決定して頂

きたいと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

理由である。』このように書いてあり  
ます。併しながら私は遺憾ながらこの  
提案理由そのものに對して先ず反對で  
あります。それはその提案理由の、不  
法に身体を拘束された者といふこと  
の言葉に現れておる根本思想が不満  
足であると思ふのであります。日本國  
憲法におきましては、御承知の通り三  
十四條「何人も、理由を直ちに告げら  
れ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権  
利を與へられなければ、抑留又は拘禁  
されない。又、何人も、正当な理由が  
なければ、拘禁されず……」ここにあ  
る言葉であります。何人も正当な理  
由がなければ拘禁されないといふ原則  
があります。それから三十七條に「す  
べて刑事事件においては、被告人は、  
公平な裁判所の迅速な公開裁判を受け  
る権利を有する。」といふこれに關連し  
た原則があります。更に三十八條に「檢  
察官、検問若しくは脅迫による自白又は  
不当に長く抑留若しくは拘禁された後  
の自白は、これを証拠とすることがで  
きない。』この二條の日本國憲法の  
條文は、それ／＼重要な密接な關係が  
あると私は考へるのであります。今説  
き上げた通り日本國憲法におきまして  
は正当な理由がなく拘禁された場合を  
保障しておるのであります。にも拘わ  
らずこの法律案においては、不法に身  
体の自由を奪われた者に対してその救  
済を保障しておるのであります。この  
法律案第一條に「法律上正当な手続に  
よらないで、身体を拘束されておる者  
は、この救済を請求することができ  
る。』こゝなつております。そうすれ  
ば法律上正当な手続によつたならば、  
換言すれば形式的な手続さえ覆んだな

らば、不当なその身体を拘束する  
こともできるわけでありまして、元來  
官尊民卑思想といひますか、事大思想  
の強い我が國におきましては、官憲に  
よる身体を拘束するがあらゆる点に  
おいて利用されて来たといふことは御  
承知のことです。いわゆる四大  
疑獄はその適例であります。なかん  
ずく帝人事件のごとき今更私に言  
うまでもないのであります。拘禁當初に  
おきましては御承知のように拘禁性精  
神異常といふものがあります。ただ拘  
禁されたといふことによつてすでに被  
告人は不眠症に陥つて、一種の強烈な  
精神異常に陥る。そのために虚偽の  
自由を強いられて、一時の保釈を希望  
する余り、易々としてありとせんこと  
を自白するといふ、自白といふよりは  
むしろ虚偽の陳述であります。そう  
いふことをする。そのために從來幾多  
の不祥事件が惹起されたのでありま  
す。然るに今回の法律案におきまして  
はかかる点を全然無視して、手続さえ  
備わつておれば不当なる拘留をして  
よいといふやうに受取ることをできる  
のであります。この正当な手続によら  
ないで身体を拘束されておるもの  
といふやうに規定するならば、それ  
は例を挙げれば、例へば令狀がな  
くて拘禁せられた、或いは権限なき司  
法官の、或いは私人によつて作成せら  
れた令狀によつて拘禁せられた、或い  
は令狀が法律要件を欠いておつた、こ  
ういふ形式的な面ののみが問題となる  
と思ふのであります。

然るにこれは細かな実例を挙げて御  
説明をするのであります。例へば最  
近の判例においては、憲法第三十八條  
に違反したる例であります。これは

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

きいたと、私はお願いして止まない大  
第であります。どうしても現在の参議  
院の方々のその内部の情報によりまし  
て、この絶対否決といふことができな  
いといふやうな場合におきまして、我  
が先程から申し上げました二点、即ち  
労働運動に対するこれが適用は絶対に  
いけないといふこと、第二には労働運  
動が適用されなくても、これが人権蹂  
躪になる虞れが十分にあるから、この  
点については格段のはつきりした具体  
的な條項を附加して、そうして修正せ  
られる。これによつて少くもこの線で  
参議院がこの法案の問題を喰ひ止めて  
頂くとすることは、我々日本の全人民  
大衆の一人といたしまして、肚の底か  
らお願いして止まない点でありまし  
て、大變時間を超過いたしました長ら  
く御清聴を煩はしました。

最高裁判所昭和二十二年令第九十号、  
※ 居住侵入被告事件でありますが、  
昭和二十二年二月二十九日に拘留を開  
始されて、二十二年七月三十一日まで、  
満五ヶ月間未決を続けられ、その間全  
然取調はなかつた。ただ一回の公判も  
開廷せられなかつたのであります。  
而して五ヶ月後に開始せられた第一回  
の公判においては被告は自由をし  
た。それを証拠として取つたのであり  
ます。それについて最高裁判所の判決  
においては、かかるものは不当に長い  
拘留といふことができないといふ裁判  
官全員の見解でありま

す。今ここでその外に幾多の例を挙げ  
ることはいささか適当でないと思つて  
あります。起訴せられて未決拘留  
半年以上に及び、未だ一回の公判も  
開かれなかつたという事例は幾らでもあ  
ります。現に私の知つてゐる限りでも十  
指に余るものがあります。かかる現象  
を一体司法委員会各位は如何にお考え  
になるか。凡そ人身保護法といふものは  
アンシャン・レヂームに対する不信の  
念に発したものと考へることができ  
る。そうするならば、そういう形式的  
な手続を潜つて、合法的なる手段によ  
り不当に人身を拘束することを防ぐこ  
とが重要な点である。こういうふう  
に考へることができるのであります。

刑事訴訟法に關する應急措置法その他  
によりまして、すでに捜査官の拘留  
期間といふものは一應限定をせられて  
いる。然るに起訴後の拘留につきまし  
ては、まだ何ら限定的なるものはない。  
従つて二ヶ月、一ヶ月々々でど  
んどん更新をすれば、半年、一年或  
いはそれ以上の未決拘留を続けること  
は易いものであります。かかる点

に思ひをいたしますと、この人身保護  
法第一條の「法律上正当な手続によら  
ないで、身体を拘束せられてゐる者」  
の一句が如何に不当なる言語であ  
り、又提案理由の「日本國憲法が保  
障する身体を自由を、不法に奪はれた  
者」この「不法に奪はれた」という一  
句は現れてゐる提案の根本思想がい  
けないかは十分にお分り願へると思  
つてあります。

以上の私の意見を參照せられまし  
て、適当に立案せられんことを心から  
希望する者であります。

○委員長(伊藤修二) 次に三村泰蔵君。  
○公議人(三村泰蔵) 私は大阪府豊  
中市に住んでおります三村泰蔵と申し  
ます。一會社員でございます。念のため  
に申上げて置きますが、私は労働組合  
にもその他の政治的な團體にも、経済  
的な團體にも何ら關係はしておらな  
い。全く白紙の一個人であります。今  
回特に公議人といはしまして、この委  
員会の席上に出まして、各委員諸公に、  
自己の意見を述べるといふことを申し  
出たのは、実は一國民として、新  
憲法の規定に基く憲法的な法律と云わ  
れるこの人身保護法が制定されるとい  
ふことについて重大な関心を持つてお  
ります。そうしてよりよき、より完全  
な自由保障の法律がでるということ  
を衷心から希望する自分の熱意の現わ  
れであります。

然るにこの憲法の定めた自由の保障  
を実現する手段たるこの人身保護法に  
對しまして、一般的な関心はどうであ  
りましょうか。誠に薄いのであります。  
これは國民の法律に対する熱意が乏  
しくて、相當な有識者でも無関心であ  
るということに原因するのであります。

これは議會におかれましては十分  
考へて貰ふなければならぬ点じやな  
いかと私は思ふのであります。そうし  
た身体を自由の保障といふことは決し  
て新憲法が初めてこれを認めたもので  
はあります。旧憲法におきましては  
この点は明らかに認めておつたのであ  
りますが、然るに過去においては幾多  
の人權蹂躪が半ば公然と行はれたとい  
ふことは何を意味するのでありまし  
うか。又刑事訴訟法その他の法律が聲  
を大にして権利の保護とか、人權の尊  
重とかを唱へてゐたに拘わらず、事實  
は決してそうではなかつたといふこと  
は一体原因は何であつたかといふこと  
はよく考へなければならぬ問題じやな  
いかと思ふのであります。例へば刑事  
訴訟法では現行犯である場合を除きま  
して令狀の執行によらない逮捕拘禁を  
許されてゐなかつたのであります。が、  
事實は任意出頭とか、或いは同行を求  
めるとか、行政執行法に基く保護検束  
とか、警察犯処罰令による拘留とか、  
實際は殆んど令狀等がなくして被疑者  
が拘禁されて不当にひどい非人道的な  
取扱ひを受けた。國民は又これを當り  
前としておつたのであります。このこ  
とは國民の自由への関心が薄いこと  
と、官権万能主義、封建主義の現われ  
でありまして、現在の民主主義的な我  
が國においては決して許されない行爲  
だと私は思ふのであります。自由に対  
する侵害に對しましては、或いは刑  
事上の訴追による制裁とか、或いは民  
事上の損害賠償請求の方法があるとか  
いふことが現に法律の上ではあるに拘  
わらず、殆んど行はれてゐなかつた。  
官吏の不法行爲に對する民事上、刑事  
上の救済がどれだけ行はれたかといふ

ことを考へますれば明らかでありま  
す。幾ら金銭を以てしても侵された、  
身体を自由を奪はれたといふことは償  
い得ないのであります。この法案がと  
にかく自由の拘束を速かに回復するとい  
うところに重要性があるのではない  
か。そう思います。憲法も施行されま  
してはや一年を迎えるのに、このよう  
な重要な法律がまだ制定されてない  
といふことは、國民の自由に対する関  
心の不十分なる点もありましょうが、一  
面政府或いは議會の怠慢といふことを  
いわれても私は差支ないのじやないか  
と思ふのであります。重要な法律であ  
ればある程、政府も議會もこれを慎重  
に検討する。又現在の法律諸制度の改  
善によりまして相當多忙であるといふ  
点には私も万々承知しておりますが、一  
日も早くこの憲法が自由を保障し、こ  
れを実現する憲法的な救済方法である  
ところのこの人身保護法を一日も早く  
制定して頂きたいのであります。

英國においてはすでにこの人身保護  
法は三百年前から早く行はれてゐた  
といふことを私は聞いておるのであり  
ます。我が國においては只今これが問  
題になつておるといふのであります。  
が、早くこのようない自由保障の人身保  
護法ができるということによつて文化  
國民の列に列するのであると私はそう  
考へます。人身保護法の趣旨には私は  
全く賛成であります。但しその細部の  
点に至つては、幾多研究する余地が存  
すると思ひますが、時間の都合により  
まして、二三の問題を取上げたいと思  
ひます。

先ず第一に人身保護法において最高  
裁判所の專屬管轄にせよといふ意見が  
あるようでありますが、これには私は

絶対に反対であります。私の承知して  
おります法案におきましては、最高裁  
判所又は高等裁判所又は地方裁判所と  
なつてゐると思つております。その点  
においては私は賛成であります。何と  
なれば日本にとかく一つしかない最  
高裁判所で一体何人が救済されまし  
か。實際に司法官憲により若しくは行  
政官憲により、國民の自由の侵害があ  
つた場合に、一々東京へ持つて来て、  
而も弁護士に依頼してその救済を求め  
るといふことは、言ひは易いのであり  
ますが實際には絶対にできないのであ  
ります。私は法律の民衆化とか、大衆  
化といふ点を平生から強調してゐるも  
のであります。従来の法律の規定にお  
きましてはとにかく法律上は立派な制  
度であります。完備されております。  
然るに一般の民衆に殆んど縁遠い、活  
用されてゐない存在である法律が多々  
あるのであります。先程述べた官吏の  
人權蹂躪の場合、司法権行政権の權利  
侵害の場合でも、法律は刑事上の救済  
を求めるとか、民事上の損害賠償を求  
めることができるといふことは實際に  
は行はれてゐないのであります。それ  
は相當な費用が掛かるし、又長時日を  
要するし、或いは法律の知識に暗いた  
めに弁護士を頼むといふことで相當な  
費用が掛かる。結局泣く子と兒童には  
勝てないという思想からしまして、結  
局泣き入りになるのであります。この  
法案におきましては例へば申請人の代  
理人は弁護士でなければならぬと規  
定してありますが、一体これは何であ  
りましょうか。弁護士に依頼して自由  
の拘束をとかく解いて貰ふといふこ  
とは、できる人はそれは非常に結構な  
ことであります。併し一部の財力のある

人、権力のある人が保護されてゐて、  
○委員長(伊藤修二) 公議人に對して  
知りませんし、意見を述べると言われ  
な意見を述べたわけでございます。

に経済的にも、思想的にも、更に政治

いはそれ以上の未決勾留を続けること  
は易々たるものであります。かかる点  
を以て、相当の有識者でも無関心であ  
るという原因があるのであります

官吏の不法行為に対する民事上、刑事  
上の救済がどれだけ行われたかという  
裁判所の専断管轄にせよという意見が  
あるようであります。これには私は

る人、権力のある人が保護されて、  
一般大衆が法律に暗い一國民が自由の  
侵害を受けるということが許されて果  
していいものでありましようか。私は、法  
律の手続の問題とか或いは理論の問題  
とかいろいろあるにしても、とにかく  
法律というものは國民の大家と共に生  
きなければならぬ。大衆に活用され  
ない、國民に利用されない法律とい  
うのは死文であるという確信を平生抱  
いているものであります。過去におき  
まして司法官憲とか或いは行政官憲に  
よりまして、幾多の國民の自由の侵害  
が公然と行われたに拘わらず、これが  
救済されなかつたといふことはその手  
続がむづかしい点にあるのでありま  
す。この法案は相当重要なものであり  
ますから、弁護士を代理人にするとい  
う趣旨も結構であります。併し只今私  
が申述べたことをよく了解して頂きま  
して、この人身保護法の規定の趣旨と  
か、或いは人体の自由の侵害があつた  
場合にはどうしたらいいかというよう  
な手続とか理論とかいふものを、國民  
に普及徹底して頂くことを、政府  
も議會も又あらゆる言論機關がこれ  
を行うように希望するものであります。

若手用語の問題になりますが、人身  
保護法は私は刑事法ではないと思いま  
す。然るに人身保護法の中には刑事訴  
訟法の用語がそのまま散見されるとい  
うことは不適当でないかと思ひます。  
できるだけ刑事訴訟法と関係のない用  
語を使われるのが、この人身保護法の  
趣旨から言ひ適當なことではないのじ  
やないか、そう思われます。

護々と述べましたが、要は私の述べ  
ますところは、とにかく法律の大衆化、  
民衆化という点であります。終ります。

○委員長(伊藤修吉) 公述人に対し  
て御質問の方は申出を願ひます。  
○星野芳樹君 最初に竹中さんにお伺  
しますが、竹中さんは輕犯罪法が労働  
組合の正当なる発達を阻害する虞れが  
あるという理由を以て、大多數の國民  
の利益を擁護する労働組合運動には適  
用しないという條項を入れられたとい  
うように述べられました。この正  
当な発達をこれによつて阻害する虞れ  
があるのは労働運動のみならず、農民  
運動もありましようし、又その時々  
特殊の情勢に対する大衆運動がある  
運動であります。例えば現在の引揚  
運動、こつちやうやうなものがあるの  
ですが、單に労働組合運動のみのおつ  
りですか、その点を伺ひます。

それからもう一つ藤岡進さんに伺  
ひます。藤岡先生は御高見を述べられ  
非常に独創的の御意見で面白かつたの  
ですけれども、我々議員に当面迫ら  
れておることは、この通過して來た法  
案を今日の情勢下において通すか否か  
ないか、或いはどの程度修正するか  
という問題なのであります。その意味に  
おいて御趣旨がちよつと判断に苦しむ  
点があつたのですが、一番初めには輕  
犯罪法には賛成するといふようなこと  
を言われたようですが、同時に輕い犯  
罪に対しては威嚇的ではないかとい  
うことを言われたように思ひます。そ  
うしてこの法案の一條を見ますと、一  
二の例を引きますと「公務員の制止を  
きかずに……」といふように語つてお  
りまして相當の威嚇的のところがある  
ように思ひます。こつちやうな点は精  
如何なるものであるか、簡單に伺ひた  
いと思ひます。

○公述人(藤岡進君) 私は内容も全然  
いと思ひます。  
知りませんし、意見を述べると言われ  
て出した私の考えといふものが、取締  
の面についていふゆる民間人を今まで  
は協力させたが、少しでもみずから取  
締の上においてやつたらどうだらう。  
取締面において民間人を起用したいと  
いう意見を開陳したつもりでした。ち  
よつと皆さんの聴かんところと  
外れたかも知れません。あなたの言わ  
れたように私は内容を知らません  
から、威嚇的なところが多々あるとお  
つちやいですが、それは私としては何  
ともいふ兼ねます。あるとするならば  
成るべく字句といふものを考慮され  
て、とにかく余りにそつちやうした氣持を相  
手に起させないやうに考慮願ひたい、  
そつちやう思ひます。

○公述人(竹中春吉君) この席からお  
答へを申し上げます。只今の御質問は、  
第一條の條文改正の点について触れら  
れておるやうに私聞いたのですが、さ  
うでございますか。  
○星野芳樹君 そうです。

○公述人(竹中春吉君) 第一條の條文  
の訂正につきましては、現在のところ  
ではこれを拘留又は科料に処すると、  
こつちやうな曖昧なことではなくして、も  
う少しこの刑罰に対しては一般民衆の  
輿論の決定によつてなされなければなら  
んといふことを申上げたのでありまし  
て、その輿論の決定を如何に取運ぶか  
という運用の面におきましては、例え  
ば公安委員の構成を以てこれを決定す  
るか、或いは民主的に組織されたとい  
ふのいふゆる決定機關が最も惡質と  
認めらるやうな者については、拘留では  
なくて、特に惡質な者については注意  
又は非常に輕微な科料といふやうなふ  
うに訂正しては如何か、こつちやうやう

な意見を述べたわけでございます。  
それから最初の御質問の、内容の中  
にこれに対する反対のいろ／＼な事例  
を私は申上げたのでございしますが、そ  
の場合に、特に九州地方においては労働  
團體からこの法案について強い要望  
が巷間に流布されておるわけでありま  
す。従ひまして只今の御質問の中にあ  
りますやうに、農民運動とか、或いは  
引揚者の引揚促進の問題とかいふよう  
なことに對しては、余り知識を持つて  
おりません關係でございしますので、私  
の申上げた要點は、こつちやうな法案  
が施行された場合においては、この法  
案を労働運動、大衆運動に適用しない  
といふやうに要する要點は、労働法  
の第一條にどうも矛盾があるやうに感  
ずるわけでございます。でございます  
から、そんなことのないやうに、労働  
運動についてはこの輕犯罪法は特に適  
用しないやうに要望したわけござ  
います。そつちやうなやうに私申上げ  
たと記憶しております。

○小川友三君 土橋さんに伺ひますが、  
本案に對して全面的に反対されてお  
りますが、これは警察官が正当にこの法  
律を理解しないで濫用する危険が多い  
のと、又これを濫用して不当な彈圧を  
加える点が多いといふやうな考えがあ  
りでございますやうか。  
○公述人(土橋一吉君) 只今の御質問  
であります。先ず刑罰規定といふもの  
は、社會の安寧秩序を阻害するとい  
ふやうな立場において規定されてお  
るのであります。ところが、最近的基本  
的な考え方から見れば、主に經濟問  
題を中心として社會の一切の機構の運  
用が行われておるのであります。従つ  
て只今のやうなこつちやうな逼迫した、特

に經濟的にも、思想的にも、更に政治  
的にも、現在日本が非常な變動期にあ  
るのであります。そつちやうな中にお  
いて、本來ならば刑法といふ規定がある  
のでありまして、この刑法の規定で十分  
であつて、かやうな社會の規範に適應  
を附けるといふやうなことに對しては、  
むしろ犯罪をより構成するといふ立場  
であります。でありますから、基本的  
に社會秩序を紊す範疇といふものが、  
刑法の範疇とこの輕犯罪法の範疇とい  
ふものがない、こつちやうな私には考  
えておるのであります。従つて基本的  
にはこつちやうな規定を設けることが自  
身が、官憲なり或いは現在の支配階級  
の諸君がこれを利用する、過去にお  
いて利用しておりましたが、今日にお  
いて、より特にあらゆる面から……私  
が申上げるまでもなく、外國資本が入  
つて來るのであります。従ひましてこ  
れが日本の法律において保護されるとい  
ふ場合には、常にその外國資本を日本  
の法律で保護して上げるのでありま  
す。が、そのために政局なり或いは  
財界といふものが労働者に対する低  
賃金を強要したり、或いは過重労働  
を強要したり、かやうな面が明らか  
に考えられるのであります。従つて  
我が國の、特に日本民族の將來の発  
展を考へる場合には、こつちやうな  
法律が作られて來るといふことは、先  
程風早さんがおつちやうなように、極  
めて私は不當であると思ひます。従つ  
てこつちやうな法律は先ず作るべきで  
ないといふことを考へて、若しかやう  
な一般の社會秩序といふ面において批  
判或いは反対され、或いは排斥せられ  
て十分効果があるのであります。こつち

うものを作るによつて、決して社会は明朗にならない、こう思うのであります。従つて特にこの刑罰の内容の拘留、科料というやうなものについて非常に疑問があるものであります。

更に根本的なことを申し上げるならば、この法律は従来のいわゆる刑法自身の見地からいへば、犯意あり、行為あり、結果ありという場合において刑法は罰しておるのであります。この行為の中には、必ずしもいわゆる刑法に掲げられておりますやうな犯意、罪を犯す意思というやうなものが果して嚴格にあるというならば、これは刑法の問題であります。極めて不十分であるが、現在の明治四十一年にできた刑法の問題として取扱うべきであります。若し犯意というやうなものについて考慮しないというならば、これは問題ではない。犯意を認めないやうな行為は、少くとも世界の法律の原則から見ますならば、罰することができません。従つて過失あるもの以外には罰することがない。そういう法律の根本的な考えからいへば、軽犯罪法というものは作るべきではないという立場でございます。

只今もいろいろお話を聞きますれば、衆議院はすでに通過して、参議院において只今公聴会を開いており、我々の精神を酌み取つて頂いて、この法案についても労働運動なり農民組合運動なり、更に民主的な大衆運動にはこの問題をどう制限しようかというやうな御意見もあるやうに聞いておりますが、でき得るならばこれは採上げないで、院議として否決をして頂きたいと思ひます。若し万止むを得ずして各委員の方々の考え、或いはこの法案に

認容するといふやうなことを発言するといふやうなことはどうしてもいかんと飽くまで私は反対いたしました。遂にその共産党の人は私に向つて立小便はいかんですと、こう取消して次の論旨に移つたのであります。私は今東京市民として焼け爛れたこの東京市に住んでおる市民の一人として國民の一人としてここに書いてありますやうな、幾らも書いてありますところの事例が毎日私共の身辺に迫つて来るので、本

に苦しみむことが多く、立小便のごときでも、只今進駐軍の人も立小便したといふことを言われまして、それは誠に珍らしいものを御覧になつたので、私は相当地中を歩きておりましたけれども、進駐軍の人々が立小便をしておりますのは誠に多いと、先だつて中から我々の知合いと話をしておるくらいで、彼らは進駐軍として相當に秩序を重んじておることを我々はむしろ敬服しておる。日本人の立小便に至りましては、戦後東京市民といつたし、本當に情ないくらに目撃するのであります。何か人が立つておるのを見ると立小便しておるのであります。この辺のことは都会に住んだ人ではないと分らないのであります。かどうか分りませんが、私はそれを刑法に訴えてどうするといふことはできないことだと思ひます。つまり日本國民が反省しなればならないことをこの軽犯罪法によつて規定して置く方がいだらうと思つておる。私共は労働運動に対して云云といふ考えを今ここで述べる必要はありませんが、このくらしいな軽微なことを刑法によつて云々せよといふ御意見と、それから我々が現在小さな平穩な一都民としての生活における圧迫

を感じておりますことを、官憲の圧迫でなしに第三國人だか何だか知りませんけれども、多数の人々に我々は嚇かされて、電車の中で煙草を喫む。それが如何にも民主主義であるといつたやうなことを言つてみたり、酒を飲んで電車に乗つて我々に暴言を吐いて、或いは婦女女子に暴言を吐いて、それを以て國民の権利が伸長したといふやうに考へておる者に対しては、涙を以て私共毎日見ておる。そういう状況に接してあります我々にとりましては、只今の御意見のやうに労働運動に對する圧迫がこわいから、これを撤回しろ、否決しろといふ御要求がありま

命が、どういふ段階において、誰が今推進しておるかといふことをお尋ねになるならば、私は現在最も勇敢に戦つておるのは、労働組合なり或いは農民組合なり、その他の民主的な団体であらうと思ふのであります。勿論院内においても皆さんの非常な御努力によつて日本の政治なり財政なりが極めて民主的に運営をされておるといふ点は、我々敬服いたしております。併しな

ら野にありまして実際にやつておるのには、先程と似たお話がありましたやうに、権力に日本人は脆いのであります。従つて警察権力なり、司法権力なりといふものに対しては、極めて日本人は脆いのであります。それは長い封建制によりまして日本人の心理状態といふものが、権力といふものの前には何となしに服従しておるといふ關係であります。そういうことを利用して、そういう立場において自分の地位なり、或いは自分の財力なり、自分の企業といふものが、自分自身のためにのみ温存され、それが自分の権利伸張のために運行されておつたのが従来の日本の政治であります。従ひまして、私たちは、少くとも日本においては働く人が断然多いと思ふのであります。そういう働く人たちは労働組合を作るなり、或いはあらゆる組合運動を通じて、そして日本を正しく、働く者が馬鹿を見ない社会を作つて行つておるといふ段階であります。その前衛になり尖端に立つておるのが労働組合運動であることを私は確信しております。例え

ば、労働組合の権力に参りまして、日本の政府の諸君は、關係方面の御意向には殆んど逆つておりません。我々は正しいと考へた場合には、關係方面

政府がこじきをしなければならぬといふ

労働組合の権力に参りまして、日本の政府の諸君は、關係方面の御意向には殆んど逆つておりません。我々は正しいと考へた場合には、關係方面

労働組合の権力に参りまして、日本の政府の諸君は、關係方面の御意向には殆んど逆つておりません。我々は正しいと考へた場合には、關係方面

労働組合の権力に参りまして、日本の政府の諸君は、關係方面の御意向には殆んど逆つておりません。我々は正しいと考へた場合には、關係方面

労働組合の権力に参りまして、日本の政府の諸君は、關係方面の御意向には殆んど逆つておりません。我々は正しいと考へた場合には、關係方面

労働組合の権力に参りまして、日本の政府の諸君は、關係方面の御意向には殆んど逆つておりません。我々は正しいと考へた場合には、關係方面

でどういふことを言われましても、所  
團體運動が正常に發展をしないやうな  
といふことには参りますまい。やはり  
政府がこじきをしなければならぬといふ  
民間争は非常に幅廣く行くからという

思います。若し万止むを得ずして各委員の方々の考え、或いはこの法案に

いかん。警察官が立小便をするという

見と、それから我々が現在小さな平穩

ながらこういふ点だけを一つ御了解願

向には殆んど逆つておりません。我々

でどういふことを言われましても、所  
信を曲げることができない程主張する  
場合があるものであります。こういふ点  
を考へて見まして、私は只今のような  
御意見は御尤もであります。どうか  
労働組合運動が、如何に今日新憲法の  
内容に即應するような、而も日本の生  
産復興なり産業復興なり経済復興の推  
進力であるかというのを御了解願い  
まして、そういう大切な日本の百年の  
計の基礎をなすところの、只今の民主  
的な諸運動、こういうものの行手を阻  
むものが少くとも軽犯罪法の内容に載  
つておるのであります。むしろさよう  
に申上げるならば、あなたとしてはい  
ろいろ御意見があると思いますが、こ  
れを運行する現在の警察官の方なり、  
或いは検察当局の方が、極めて従来の  
封建的な権力行使というような観念で  
おやりになる場合が多いのでありま  
す。特に只今の政府においても、過去  
の政府においても同様であります。が、  
本間に働く者が住みよい社会を作ると  
いうような信念で担当しておられる方  
は少いのであります。先程どなたか申  
されましたが、資本家の利益も守らな  
ければならぬという御意見御尤もであ  
ります。が、國の政治の中心は、やはり  
大衆が中心でありまして、少数の方の  
利益よりは、大衆自身の生活を樂にする  
ということが私は基本であらうと思ひ  
ます。従つてそれならば労働大衆自身  
が日本には多いのでありますから、外  
國のことは知りませんが、日本におい  
ては少くとも働いて食ふという人が多  
いと思ひます。従つてそういう諸君の  
尖端に立つて行くものは、労働組合な  
り農民組合なり、その他の民主的團體  
であると確信しております。そういう

團體運動が正常に發展をしないような  
組織なり、或いは運行に對しましては、  
飽くまでも私たちは皆さんにお願する  
のは、そういう法律なり、そういうも  
のが通らないようにお願いしたい、こ  
ういふのでありますので、立小便の例  
は、私の申上げた例はまずいのであり  
ますが、労働組合運動は立小便を禁止  
する、止めて貰いたいといつておるの  
ではないのであります。ここに書いて  
ある條文を御覽になると分ります  
が、過去においても相当さういふこと  
を行なつて来ておつたのであります。  
現在でも行われております。従つてこ  
ういふことをやることは、この法案を  
作成して國會に上程せんとすること  
は、労働組合の正当なる罷業権を妨げ  
るものであり、労働組合の正当なる團  
結権を阻害せんとする分裂主義的な結  
果を招来するのであります。又労働組  
合が基本的に持つております團體交渉  
権を否認するような方向にこの法律が  
運用されるのであります。

その人は現在の政權なり或いは運行  
する人及びその背後におる人というも  
のが、すでに現在の労働階級には好し  
くない人たちであると思ふのでありま  
す。特に日本の現下の敗戦の現状を考  
えて見るならば、先程若干触れたので  
ありますが、とにかく日本の労働條件  
というものは極めて低劣に置かれよう  
としております。ところが他の方面の  
生活の諸條件、例えば日用品の購入に  
いたしましては、住宅にいたしまして  
も、被服にいたしましては、或いは現  
在の企業整備なり行政整理が断行され  
るならば、この人たちは何処へ持つて  
行つて誰が救済するのでありましょ  
う。お前は貧乏人であることは勝手な

といふことには参りますまい。やはり  
國家が失業救済なり、その他の職を與  
えるような方向に全力を挙げるのであ  
りましょう。挙げましても救済されない  
のは誰の責任でありましょう。やはり國  
の政策の貧困だと思ひます。そういう  
ような人たちは、例えば居住人のない  
所、或いは看守も立つてない所の住宅  
に入つておつたというだけで、二ヶ月  
も三ヶ月も拘留せられるというやうな  
結果を招来するならば由々しき結果で  
あると思ふのであります。従つてこう  
いうやうな輕犯罪法は、常に過去にお  
いてもそうでありましたが、將來にお  
いても、私今申上げたやうな、現在の政權  
の担当者、これを運行するところの諸  
君が、眞に大衆的でない限りは、常に  
そういう方向にこれを利用して過去  
に來ておりますが、將來も歴史が示す  
通り必ず全労働大衆の眞面目によつて  
行こうという諸君が、これによつて制  
約を受けるであらうといふことを申上  
げておるのであります。

全労働大衆を苦しめるやうなところ  
の法律、或いはこれを運行される者に  
ついては、賢明なる参議院諸君の良心  
に懸へまして、これを取上げて下さら  
ないことをお願い申上げるのでありま  
す。

○來馬議員 ちよつと簡単に申上げ  
ます。先程の公述の中にも大分説弁が  
ありましたね。例えば第一條の二十二  
に對しては、例えは第一條の二十二  
に對しては、例えは「こじき」を  
「させたる」といふ、これは勿論舊の警  
察犯規命令の第二條第二号にあるもの  
であります。大分むずかしい字が使つ  
てあります。乞巧という字が使つてあ  
ります。このこじきをしたという方  
は分つておるが、こじきをさせたのは

政府がこじきをしなればならないよ  
うなことにしたのだから、政府が責任  
を取るのだ、という第二十二号の「こ  
じき」をさせた者は政府であるといふ  
やうなことを言われた方がありました  
が、そういう解釈の仕方では、我々司  
法委員は誠に困るのであります。そう  
いふ言葉まで用いられて、こんなもの  
はいけなないといふやうな御非難では、  
私共は誠に説弁を以て我々を脅す……  
といつては済まないけれども、我々に  
迫つて來るものがありますので、これ  
は私共冷静に審議する者に対しまし  
て、甚だ苦痛を感じしめるものであり  
ます。だから労働運動云々といふこと  
も考えますけれども、警察官も我々は  
これから改良して行こうとしておる際  
に、こいふものは絶対にいけないとい  
う御議論は、私共は直ちに受入れる  
ことができないのであります。悪い警  
察官がまだなか／＼直らないからとい  
う杞憂の下に、只今の反對論をさせる  
といふことは、我々眞面目に考へてお  
る者には、只今申したやうに東京都民  
といたしましてのみで、相当この輕  
犯罪法案にあるやうなことをされて困  
つておる我々にとりましては、もう少  
し考へねばならぬところだと思ふので  
す。この点、勿論御答弁を要しませ  
んが、そういう希望を持つて、無理にこ  
の輕犯罪法案に對して反對するやうな  
態度は、私共甚だ受取りにくいものだ  
といふことを申上げて置きます。

○小川友三君 今井嘉助さんおひさ  
し。先刻本法案を法律化する場合、生  
産復興を阻害するといふことも申され  
ましたが、それをどういふ場面におい  
て阻害するかと、具体的な話  
して貰いたいです。それからこの人

民間争は非常に幅廣く行くからといふ  
ことが、あなたのお言葉の中にもあり  
ましたが、その幅はどういふ角度で行  
きますかといふことを、その運用面に  
おいて同じ労働大衆の警察官である  
が、それでも運用が悪い場合に非常に  
困るからといふ引例をされましたの  
ですが、その点をちよつと最も短い範  
疇で具体的にばつと分るやうに御答弁願  
います。

○公達人(今井嘉助君) 輕犯罪法を  
実施すれば、生産活動を幾らか阻害す  
ると、その論拠をいたしまして、今朝  
ほど私電車に乗つて來ました。そのとき  
に非常に満員であつた。これははつき  
り輕犯罪法の、汽車、電車に乗る場合  
に行列を乱すといふこれに該当するわ  
けです。法が制定されれば、これは遵  
法すべきだ、片手落し、一方におい  
ては取締り、或る時には取締らない、  
これでは法の權威がなくなる。だから  
できた法は完全にこれは実行させる建  
前から行けば、そういう場合には全部  
検査して、やはり何とか処分しなくち  
やいけない。そういう意味合から申し  
ますれば、朝生産活動にでもいそいそ  
と、君は輕犯罪法に引掛かつてお  
ると、それが一人や二人でなくて、相当  
の方々、これは先程説弁だといふお話  
がありました。これは一つの場合なん  
ですが、これは検査する警官も相当な  
ければならぬ。交通も整理しなければ  
ならぬ。こいふ關係の意味におきま  
しても、生産復興を阻害するんじやな  
いか。

次に人民闘争について、これは私達  
が本日この公聴会に参りまして、切実  
に我々の立場を訴へる、こいふやうな  
もうすでに現在の日本の經濟情勢その

他の階級々々の関係から行きまして、も、單に会社の中で資本家と団体交渉する域を越えて、直にあなた達に交渉しなければいけないくらいまでに、我々の問題は切実に進展している。それからあらゆる問題が、我々労働階級だけではない、全國民大衆が協同して、やはりそれそれの権力に向いまして、お願いしなくちゃいけない、訴えなくちゃいけないという段階にある。権利の本質が本當に民主主義の形で——民主化されて、人民の全生活が安定できる形になるということであればいいんですけれども、今の場合は我々首肯できない。これはお存じだろうと思います。而も過去の封建性を多分に残しておる権力は、まだ／＼素れておる、墮落しておる、最も根本的な／＼な角度からやらなくちゃいけない、過渡的な今の段階においてこれが実施されれば、そういう実害が非常に起る場合がある。だからむしろ政治家としては、根本的に、根本源泉的に対策を立てて、そして文化國家の体面上、日本の現在のこの瞬間において、かような小さな日常の道徳律に関するようなことを、その当時の選良が通過させたということは、歴史に汚点を下すものだという見解から、我々文化國民は、文化國家の一員として、こういうように日本の文化性が低かつたかという印象を將來において取られたくないという高い感覚からいっても、私は反對するのであります。

○委員長(伊藤修君) それじやどうも公述人の方々におきましては、全國からお集り願ひまして、又各界を代表せられ、或いは職場を代表せられ、地域を代表せられ、年齢を代表せられまし

て、ここにお集まり願ひまして、貴重なる御意見を拜聴いたし、法案審議の上で資するところ大いなるものがあると思ふ。御意見が、この法案審議の結果に相当影響あることと信ずる次第であります。が、この点に對しましては、尙委員會において慎重審議の上、これが取扱いを決定いたす次第であります。

本日はお忙しいところをお集まり願ひまして、長時間法案審議に寄與して頂いたことに對して篤く御礼申し上げます。

それから只今來馬委員から、「我々け」と、こういう複数の言葉を用いられた。決して複数はではない。來馬委員の御意見であることを改めて御注意申上げて置きます。

それから先程緒方さんでありましたか、人身保護法案の第一條につきまして、御指摘のような事例の場合におきまして、この法案が救済の用をなさないというお立場でお話がありました。が、この法案の第一條の「法律上正当な手続によらないで」という場合は、形式的に整つておりまして、いわゆる正当な法律上の手続によらない「正当な法律上」ここに意味があるのであります。これは關係方面との關係上具體的にはつきりこれを表現できなかったものでありますけれども、この持つところの意義は、その点において救済せられることになるように私は信じておるのであります。長期に亘つて勾留され、そして裁判を受けることを得ないということは、憲法上それは禁止せられておることでありまして、正にその場合に人身保護法によつて救済せられるものであると、こう考へておる次第であります。この法案はさうな場合においても運用せられることを一言申上げて置く次第であります。

本日はいろいろと有難うございました。これを以て散会いたします。午後四時二分散会。出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君

理事 鈴木 安孝君  
岡部 常君

委員 中村 正雄君  
奥 主一郎君  
來馬 琢道君  
松井 道天君  
松村 眞一郎君  
星野 芳樹君  
小川 友三君

公述人 読賣新聞記者 井伊 義勇君  
會社員 今井 嘉助君  
通信事務官 竹中 春吉君  
會社員 岡田 榮君  
學生 藤岡 進君  
會社員 今井 陽一君  
會社員 橋本 繁夫君  
著述家 風早 八十二君  
土橋 一吉君  
全通職組執行委員長 緒方 英三郎君  
弁護士 井護 士  
會社員 三村 泰敏君